



第 5 章

重点目標と施策の基本的方向

第5章 重点目標と施策の基本的方向

本計画では、これまでの学校・園教育の実績を活かしながら、子どもが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することや、子どもに付けたい資質・能力を地域社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」の実現を目指します。

これからの変化の激しい社会の中で、子どもが自立して生きていくために、「質の高い学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和を重視した「生きる力」を育むことを大切にし、本市の教育を推進していきます。

そのため、8つの重点目標と26の施策の基本的方向により、“生きる力をはぐくみ新しい時代を拓く きづがわっ子”の育成を目指します

重点目標1 質の高い学力をはぐくむ

- 施策の基本的方向
- (1) 学びに向かう力、人間性等の涵養と学習習慣の確立
 - (2) 基礎的・基本的な知識・技能の習得
 - (3) 活用する力の育成

重点目標2 豊かな心と規範意識をはぐくむ

- 施策の基本的方向
- (4) 道徳教育の推進
 - (5) 生徒指導の充実
 - (6) 読書活動の推進

重点目標3 健やかな体をはぐくむ

- 施策の基本的方向
- (7) 食育の推進
 - (8) 体力の向上
 - (9) 健康の保持増進

重点目標 4 一人一人の個性や能力を伸ばし、社会の形成者としての必要な資質をはぐくむ

- 施策の基本的方向
- (10) 人権教育の推進
 - (11) 特別支援教育の推進
 - (12) キャリア教育の推進
 - (13) 幼児期の教育の推進
 - (14) 経済的に困難な環境にある子どもへの支援の充実

重点目標 5 社会の変化に対応し、未来を確かに生きる力をはぐくむ

- 施策の基本的方向
- (15) 情報教育の推進
 - (16) グローバル化に対応できる人材の育成
 - (17) 環境教育の推進

重点目標 6 魅力ある・信頼される学校・園をつくる

- 施策の基本的方向
- (18) 学校の組織力と教職員の資質向上
 - (19) 魅力ある学校・園づくり
 - (20) 安心・安全なよりよい教育環境の整備

重点目標 7 地域の力を活かして子どもをはぐくむ

- 施策の基本的方向
- (21) 社会総がかりによる子育て支援
 - (22) 家庭教育の支援
 - (23) 生涯学習環境の充実
 - (24) 安全対策の充実

重点目標 8 地域を学び、郷土を大切に作る心をはぐくむ

- 施策の基本的方向
- (25) 自然・歴史についての学習の充実
 - (26) 地域資源の活用

重点目標 1 質の高い学力をはぐくむ

【現状と課題】

- 自己肯定感の低さや忍耐力、自己を評価する力の弱さ等の要因により、学習に向かえない児童生徒の意欲を喚起する必要があります。また、高い目標を持って学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等の涵養に向けての計画・実践が課題となっています。
- 幼稚園においては学びに向かう力や人間性等を培う取組を、小中学校においては知識及び技能を確実に習得させるための取組を進めていますが、学校においては、学習内容の定着に課題のある児童生徒への対応にさらなる工夫が必要となっています。
- 知識及び技能を活用する力や活用のための思考力・判断力・表現力等の向上・安定が見られますが、予測困難な時代に向けて一層の取組が必要です。

【基本方針】

学力の向上は、いつの時代も変わらない学校の使命であることを自覚し、「主体的に取り組む意欲・態度」「基礎的・基本的な知識・技能の習得」「知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等」の3つの要素が統合された「質の高い学力」をはぐくんでいきます。そのため、学校においては、カリキュラム・マネジメントを充実させるとともに、教育委員会と学校とが連携し、木津川市立小中学校学力充実・向上推進会議を中心として、本市独自の取組を推進します。

子どもの実態を的確に把握し、個別のニーズに応じた適切な指導・支援を行うとともに、互いに支え、協力し合う学びの集団を基盤とした「主体的・対話的で深い学び」を通して、基礎的・基本的な知識及び技能の定着と思考力・判断力・表現力等の育成を目指します。

また、家庭・地域や関係諸機関と連携を図り、言語活動や体験活動を重視した取組を進めることで、学習意欲を喚起し、よりよい学習習慣の確立を目指します。

幼児期においては、学習の動機や興味・関心の基礎となる遊びを通しての体験や、「ことば」をはぐくむ活動の充実に努めます。

(1) 施策の基本的方向 <学びに向かう力、人間性等の涵養と学習習慣の確立>

- ◇子ども一人一人がよりよい社会や幸福な人生を切り開いていくため主体的に学習に向かう態度等が育つように、「わかる授業の創造」を目指した取組を推進します。
- ◇学校間連携と専科教育の充実を進めます。
- ◇家庭との連携のもと、小学校低学年からの学習習慣の確立を目指した取組を一層推進します。

【主な取組】

○木津川市ならではの「わかる授業の創造」

- ・小中学校において、「授業のねらいの明確化と振り返りの指導、チャイムで開始・チャイムで終了、聞く態度と資質の育成」を基本とした木津川市独自の授業スタンダードの一層の定着を図ります。
- ・各校で作成しているツールや蓄積しているデータの共有化等を図りつつ、ICT機器を活用したわかる授業を推進します。
- ・授業づくりのための研修を教職員の経験年数に応じて実施します。
- ・「木津川市子どもはぐくみ人材バンク」を開設し、専門家や研究機関との連携のもと、子どもの好奇心を喚起する観察、実験、ものづくり等の体験を通した授業を工夫します。
- ・小学校において教職員の専門性を活かした教科担当制度を検討し、専科教育を進めます。



○幼・小・中連携の推進

- ・小中学校で作成している生活習慣や学習習慣の目指す姿（家庭学習の手引き 等）の充実と活用を進め、家庭との連携を深めながら、幼・小・中の発達段階に応じた連携強化を図ります。
- ・小学校と中学校の円滑な接続を目指した「小中連携」、教科担当等による「小小連携」「中中連携」等の「木津川市式学校間連携制度」導入に向けた取組を進めます。
- ・「小中一貫教育」について、先進事例等の取組をもとに、調査研究を行います。

(2) 施策の基本的方向 <基礎的・基本的な知識・技能の習得>

- ◇補充学習やスパイラル学習等の取組を整理し、充実します。
- ◇全国学力・学習状況調査や京都府学力診断テスト及び木津川市小学校統一学力テスト等での客観的な学力の把握と、分析に基づく教科指導並びに授業改善を図るための支援を行います。
- ◇就学前から中学卒業までを見通した教育を進め、学校・園の各学年がそれぞれの責任と役割を明確にし、連携の下、系統立てた教育を進めます。

【主な取組】

○すべての子どもの学力の向上

- ・小学校での「ホップアップ学習」、中学校での「ステップアップ学習」等の補充学習の充実を図り、児童生徒の基礎学力の定着と学習意欲の向上を図ります。
- ・全国学力・学習状況調査や京都府学力診断テストの結果分析のみならず、木津川市小学校統一学力テスト等の結果分析を踏まえ、これまでの取組から授業改善を一層図り、質の高い学力を育成します。
- ・「小中連携」や「小小連携」、幼小での連携を進め、学力の実態把握と分析に基づき、就学前から中学校卒業までを見通した系統的でより効果のある授業改善を進めます。



(3) 施策の基本的方向 <活用する力の育成>

- ◇理解していることやできることを活用する、思考力・判断力・表現力等の育成を図ります。
- ◇研究指定校の優れた実践を他校に波及させる取組を推進します。
- ◇関西文化学術研究都市内に立地する各研究機関や大学との連携事業の充実を図ります。

【主な取組】

○思考力・判断力・表現力等の育成

- ・新学習指導要領の主旨に沿った「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、知識を活用する力、思考力、判断力、表現力等の育成を図る授業改善を一層進めます。
- ・児童生徒が自分の考えを深め、他者とのかかわりの中で課題を見出し、協働して解決していく力を育成します。
- ・伝え合う学習活動を取り入れ、結果を予測し実行することや情報をもとに考えを形成する等の多様な考えが理解できる教育内容の創造を図ります。
- ・教科等のあらゆる場面で「聞く・話す・読む・書く」等の言語活動の充実を図ります。
- ・研究指定校や先進校の実践に学ぶ機会を持ち、活用する力を育成するための授業を工夫します。
- ・高校の出前授業や大学・研究機関との連携事業に取り組むとともに、京都府が実施する事業を積極的に活用します。



重点目標２ 豊かな心と規範意識をはぐくむ

【現状と課題】

- 道徳教育についての実践交流、研修等により発達の段階を踏まえた多様で効果的な指導方法の工夫改善が行われています。道徳の特別の教科化により、いじめ問題への対応の充実と発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに改善することが求められています。また、問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、指導方法を工夫することにより、よりよく生きる基盤となる道徳性を養うことも求められています。
- いじめ等の児童生徒の問題行動についての組織的な指導体制や相談体制が確立されてきましたが、今後も継続していじめを許さない児童生徒の意識を育成することが必要です。また、不登校児童生徒に対する取組の一層の推進と、平成 29（2017）年に施行された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」を受け、不登校の児童生徒に学校外での多様な学びの場を提供することが求められています。
- 乳幼児、小中学生に対して様々な読書の取組が行われてきました。読書を通して感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにするためにも、子どもが読書に慣れ親しみ、自主的に読書する態度を養う取組と環境づくりを更に推進していく必要があります。

【基本方針】

教育活動全体を通じて、子どもの豊かな心をはぐくみ、人間としての生き方の自覚を促します。また、命の大切さを実感し、道徳性を育成するために充実した道徳教育を実践します。

個々の子どもの発達の段階を踏まえた個別の指導や援助、共生社会の一員として認められながら、規範意識の醸成や個性の伸長、コミュニケーション能力の育成を図っていくために、組織的・計画的な生徒指導を推進します。

読書活動は、子どもの言語力と創造力等を高め、深い情緒をはぐくむ上でも社会全体でその推進を図っていくことが重要であり、京都府子ども読書活動推進計画並びに木津川市子どもの読書活動推進計画（第二次推進計画）を踏まえ、「ことばの力」を豊かにはぐくむ読書活動を推進します。

(4) 施策の基本的方向 <道徳教育の推進>

- ◇「特別の教科 道徳」を要として、組織的・系統的な道徳教育を推進します。
- ◇校種間・学校間の連携を図り、いじめ問題への対応の充実や発達の段階を踏まえた体系的な道徳教育を推進し、児童生徒がよりよく生きるための基盤となる道徳性を養います。
- ◇地域の素材や人材を活用した自然体験や社会体験を充実させ、心に響く道徳教育を推進します。また、家庭での手伝いやボランティア活動等を推進し、勤労奉仕の精神を涵養します。

【主な取組】

○道徳教育の推進体制の充実

- ・道徳教育推進教師を中心とし、組織的な推進体制を確立し、校種間・学校間連携を図り、発達の段階を踏まえた系統的な指導を充実します。

○よりよく生きるための基盤となる道徳性の育成

- ・授業研究会や校種間・学校間の連携により、質の高い多様で効果的な指導方法の実践と研究を推進します。
- ・一人一人のよさを伸ばし、成長を促すための評価を充実します。



○地域の力を活かした学習活動や体験活動の充実

- ・「京の子ども 明日へのとびら」「わたしたちの道徳」等、効果的・実践的な資料の活用を推進します。
- ・地域学校協働本部事業等を活用し、地域の力を活かした学習活動を推進します。
- ・現代社会に応じた情報モラルと現代的課題に関する指導の充実を推進します。

(5) 施策の基本方向 <生徒指導の充実>

- ◇人間の尊厳という観点に立ち、全ての教育活動を通じて、児童生徒の個性の伸長と社会的資質・能力・態度の育成を図り、よりよい人格の形成を促します。
- ◇いじめの問題について、日頃から児童生徒が発する心のサインを見逃さないよう、未然防止と早期発見、早期対応に努めます。
- ◇各校のいじめ防止対策委員会、木津川市小中学校いじめ・生徒指導担当者会議等による組織的ないじめ防止体制を確立します。
- ◇教育相談の充実を図り、児童生徒の生活実態の把握や内面理解に努め、個々の課題解決を図るとともに、共生社会における望ましい集団活動を通して、自らの課題を解決する意欲と実践力を育成します。

【主な取組】

○社会の一員として持つべき規範意識やコミュニケーション能力の育成

- ・生徒指導の3機能（自己存在感、共感的理解、自己決定の場）等を活かし、児童生徒の意欲を引き出す教育活動の展開に努めます。
- ・中学校区毎のあいさつ運動を充実させ、心のふれあいと人と人との深い信頼関係に基づいた生徒指導を推進します。

○いじめ等の問題行動に対する迅速な対応及び未然防止に向けた取組の強化

- ・各校のいじめ防止対策委員会による組織的な指導体制を確立し、全ての児童生徒に対してアンケートと教育相談を実施し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めます。
- ・木津川市いじめ防止等対策委員会による点検、検証を進め、木津川市いじめ防止等対策チーム、木津川市小中学校いじめ・生徒指導担当者会議による実効的な指導支援体制を確立します。

○不登校をはじめとする諸課題に対する相談体制の充実

- ・相談体制の充実を図るため、府の事業と連携し、スクールカウンセラーや心の教育相談員等の相談員の配置と活用を推進します。
- ・「適応指導教室(キッズふれあい教室)」を教育支援センターと位置づけ、不登校を中心とした児童生徒への支援を推進します。

○地域社会との連携

- ・学校と地域が協働して子どもの人間関係づくり、居場所づくりを図り、社会総がかりで守り育てる体制づくりを進めます。
- ・地域の人材を講師として活用し、人とのかかわりや命の大切さを伝える取組を進めます。

(6) 施策の基本的方向 <読書活動の推進>

- ◇家庭、地域、専門家との連携のもと、就学前から子どもが読書活動に親しむ態度を培います。
- ◇小中学校においては、読書活動を教育活動の中に適切に位置付け、児童生徒の読書意欲の向上、読書力の育成を図ることにより「ことばの力」の育成に努めます。

【主な取組】

○就学前から読書に親しむ活動の推進

- ・幼稚園において、読書環境の整備を積極的に行うとともに、発達の段階に応じた絵本等の読み聞かせを充実します。
- ・読書活動ボランティアと連携しながら、蔵書を整理するとともに、発達の段階に応じた本を精選し、読み聞かせ、ブックトーク等の活動を進めます。
- ・「ファミリー読書」を啓発し、就学前から読書に親しむ環境づくりの取組を進めます。
- ・「こども読書の日」「こどもの読書週間」「秋の読書週間」等を利用して家庭との連携のもと、子どもが自ら進んで読書活動に取り組める環境づくりを進めます。



○学校での読書活動の推進

- ・「としょかんスタートセット」を配付し、児童の図書館利用を促進します。
- ・小中学生による読み聞かせやブックトークをするために中学生が小学校や保育園・幼稚園・認定こども園へ、小学生が保育園・幼稚園・認定こども園へ出向く等、異年齢集団による活動を推進します。
- ・すべての学校で、常に児童生徒の身近に本を置き、朝読書や昼読書の取組を組織的、継続的に実施します。
- ・子どもが様々な本に出会えるよう、市立図書館と連携します。
- ・学校司書を中心とした学校図書での読書活動を推進します。

重点目標 3 健やかな体をはぐくむ

【現状と課題】

- 学校における食育推進の生きた教材として、学校給食の意義が見直されています。また、学校給食衛生管理基準に基づいた、安全で安心な学校給食の実施が求められています。
- 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を見ると、体格（身長・体重）は小・中学校ともに、ほぼ京都府の平均値になっています。体力も小中学校ともに、総合点はほぼ京都府の平均値になっていますが、小中学校に共通して柔軟性にやや課題が見られます。また、体育の授業以外に運動をしている児童生徒の割合が高く、子どもや保護者、地域の運動やスポーツ活動に対する関心は高くなっています。
- 中学校の部活動においては、生徒数の減少のため、単独では十分な活動ができなくなってきている学校があります。また、適切な練習時間や休養日の設定、適切な指導等が行われるように、平成 30（2018）年 4 月に「京都府部活動指導指針」が策定され、同年 7 月に「木津川市部活動指導方針」を策定しました。
- 喫煙・飲酒・薬物乱用等の防止、各種の感染症や生活習慣病の予防、アレルギー対策等、健康に関する現代的課題に適切に対応する必要があります。

【基本方針】

安心・安全な学校給食の実施とともに、たくましく健やかな体をはぐくむ基礎となる食育の推進を図り、健康的な生活習慣が確立できるよう、健康安全に関する総合的な認識を高め、児童生徒の実態に即した保健教育と保健管理の徹底を図ります。

生涯を通じて、体育・スポーツ活動に親しむことができる児童生徒を育成するため、幼少期から楽しみながら体を動かす習慣を身に付けさせ、体力・運動能力の向上を目指す取組を推進します。また、木津川市部活動指導方針の下に、中学校において適切な部活動を実施します。さらに、2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催を踏まえたスポーツの振興など、一人一人を大切に、個性や能力の伸長が図られるよう取組を推進します。

喫煙・飲酒・薬物乱用等の防止、インフルエンザをはじめとする様々な感染症に対する予防等、子どもの健康に関わる現代的課題に対応しつつ、学校・園、家庭、地域社会が連携し、専門機関の協力も得ながら、健康的な生活習慣の確立を目指します。また、子どものアレルギーについて適切な対応ができるための取組を進めます。

(7) 施策の基本的方向 <食育の推進>

- ◇食に関する指導計画に基づく、就学前からの系統的な指導の充実を図り、食育の実践や充実を進め、家庭とも連携し、日常生活における望ましい健全な食習慣の定着を促します。
- ◇地元産食材を使った郷土食や伝統料理等の食文化を継承し、栄養バランスがとれ、子どもの健全な成長を促す「おいしく、安心・安全で魅力ある学校給食」を目指します。また、ふるさとの農業・食文化に関心を持てるよう学校・園における食に関する指導を充実します。

【主な取組】

○健やかな体づくりの支援

- ・食育推進事業を通して、食に関する指導の充実と望ましい健全な食習慣の定着を促進します。
- ・食に関する学習「5分間スタディ」を推進するとともに、「栄養教諭による出前授業」等、魅力ある食育に関する指導を推進します。

○望ましい食文化の継承と地産地消の推進

- ・地元産食材を使った伝統的な食文化の継承と魅力ある学校給食の実現に向けた地産地消の取組を推進するとともに、給食だよりや市のホームページ等で広報活動を進めます。
- ・望ましい食文化の継承に向け、地域社会や家庭と連携した食育を推進します。



○安心・安全な学校給食の実施

- ・給食におけるアレルギー対応についてのマニュアル整備と、教職員の研修を推進します。
- ・市内全ての学校給食において、徹底した衛生管理の下で調理を行うとともに、安全性を最優先した（仮称）新学校給食センターの建設・運営を進めます。

(8) 施策の基本的方向 <体力の向上>

- ◇児童生徒の体力テスト等の結果を集計・分析し、各学校において、体力の向上に向けた取組を推進します。
- ◇体力を培う学校体育の充実と中学校部活動の充実を図ります。
- ◇運動の基本的な知識や技能を身に付け、運動やスポーツ活動を好きになる取組を推進します。

【主な取組】

○データに基づく児童生徒の体力の向上

- ・小中学校教育研究会と連携し、体力テスト等の結果の集計・分析に基づく運動能力の状況を踏まえた取組や授業改善を推進します。
- ・木津川市小学校陸上運動交歓記録会の開催や小学生のための陸上大会に向けた練習会への中学生の協力等により、児童の運動能力の向上を図ります。



○体育的行事や部活動の充実

- ・小中学校体育連盟の主催事業や木津川市立中学校運動部活動連携事業等の活用により、体力を培う学校体育と中学校部活動の充実を図ります。そのために校種間連携を推進するとともに、外部指導者等地域の人材を積極的に活用します。
- ・「木津川市部活動指導方針」に沿って、中学校の部活動における練習時間や休養日の明確化、適切な指導、大会・発表会等の精選、スキルアップコーチの活用等を推進します。
- ・友好都市等とのスポーツによる交流や京都府等が主催する体育的行事に積極的に参加し、生涯にわたってスポーツに親しむ児童生徒を育てます。
- ・大学とのスポーツによる連携や、ホームタウン「京都サンガ」との連携事業等、トップアスリートに学ぶ機会を通じて、児童生徒の運動能力や意欲の向上を図ります。

(9) 施策の基本的方向 <健康の保持増進>

- ◇喫煙・飲酒・薬物乱用等の防止教育や、性に関する教育等の充実を図る等、現代的課題に対応する取組を推進します。
- ◇学校・園、家庭、地域との連携のもと、基本的な生活習慣の確立に向けての取組を推進します。

【主な取組】

○喫煙、飲酒、薬物乱用等の防止教育

- ・喫煙や飲酒、薬物乱用等の防止教育を進め、生涯に渡って健康の保持増進に努める力の育成を図ります。そのために、木津川市や相楽地方の小中学校教育研究会、保健主事部会、養護教諭部会等を中心とした校種間の連携や、各種関係機関との連携を進めます。



○家庭と連携した生活習慣の確立

- ・PTAとの連携による望ましい生活習慣・食習慣の確立に向けた家庭への啓発を進めます。
- ・「早寝、早起き、朝ごはん」キャンペーンを推進するとともに、子どもの基本的な生活習慣の確立を図ります。

○学校保健・保健管理の充実

- ・木津川市学校（園）保健会連絡協議会と連携し、健康で望ましい生活習慣の確立を図ります。
- ・専門機関との連携のもと、インフルエンザ等の様々な感染症や生活習慣病に対する予防、性に関する教育、がんを予防する教育等、保健に関する現代的課題に対応する取組を推進します。
- ・各種アレルギーがある子どもに対し、安全性を最優先にきめ細やかに対応するため、教職員のためのアレルギー対応マニュアルの作成や研修を実施します。また、校種間連携を強めることで、継続したアレルギー対応が図れる仕組みづくりに努めます。

重点目標4 一人一人の個性や能力を伸ばし、社会の形成者としての必要な資質をはぐくむ

【現状と課題】

- 差別のない社会の実現を目指して、平成 28（2016）年度に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消法）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）を踏まえ、学校・園において人権教育年間指導計画に基づき、一人の人間として大切にされていることが実感できるよう人権教育を推進し、人権学習の更なる充実を図る必要があります。
- 平成 28（2016）年に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を受け、障がいのある人の権利・利益を侵害することがないように、学校・園における合理的配慮の理念の普及に努めるとともに、支援が必要な子どもが増加、多様化する中で、一人一人の教育的ニーズに対応した教育的支援を行う必要があります。
- 組織的、系統的なキャリア教育の視点に立ち、各校において、全体計画、年間計画に位置付けて取り組み、検証し、改善を図ってきました。今後も、社会の一員としての役割を果たすとともに個性や持ち味を最大限に発揮できるよう資質や能力、態度を継続してはぐくむ必要があります。
- 幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」が、平成 27（2015）年 4 月にスタートし、認定こども園の普及や質の高い幼児期の教育の充実を図ってきました。今後は、幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続を図るため、この時期に育てたい子どもの力を明確にし、教育課程の編成の工夫を図る必要があります。
- 相対的貧困率及び子どもの貧困率の上昇等を背景に、平成 26（2014）年「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。本市においても、これまでから子どもが経済的な理由によって就・修学に困難をきたさないよう支援を行っています。今後も継続して子どもの貧困についての取組や事業を推進する必要があります。

【基本方針】

規範意識やコミュニケーション能力、人を思いやり尊重する心など、豊かな人間性をはぐくみ、一人一人をかけがえのない存在として大切にし、その個性や能力を伸ばし育てていきます。そのためには、人格形成の基礎を培う幼児期の教育の充実を図り、幼稚園・保育園・認定こども園と小学校が連携していくことや、様々な支援を必要とする子どもに対して、支援体制の充実を図る取組を進めます。また、子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望をもって成長していけるように、学びと生活の支援を充実します。今日の社会状況の中で、子どもが夢や志を持てるよう、人権教育やキャリア教育等、一人一人を大切に、個性や能力を伸ばしながら、共に生きる力をはぐくむ教育を推進します。



(10) 施策の基本的方向 <人権教育の推進>

- ◇子どもの人権に関する基本的な理解を深めるとともに、人権感覚をはぐくみ、人権尊重の意識の向上を図る取組を推進します。
- ◇同和問題等の様々な人権課題に対して、発達の段階を考慮しつつ、効果的に学習を進めることで、全ての人の尊厳と人権が尊重される共生社会の実現に向けた教育を推進します。
- ◇子どもが、人権尊重の意識を日常生活の習慣として身に付け、実践できるようにするため、校種間を含め、家庭や地域、関係機関との連携を図ります。

【主な取組】

○人権感覚をはぐくむ学習環境の創造

- ・校園長のリーダーシップの下、人権教育の目標及び全体計画を明確にするとともに具体的な方策を立て、教職員がこれらを十分理解した上で、年間計画に基づいた学習や取組を積極的に進めます。
- ・知識的側面への取組と合わせて、子どもが「一人の人間として大切にされている」ことを実感できるような学校・園の環境づくりを積極的に進めます。

○共生の態度の育成

- ・学校・園における人権教育の取組及び木津川市人権教育研究会の取組を充実させるとともに、人権に関する他の研究会等への積極的な参加を促すことで、教職員の人権意識の向上を図り、人権課題に対する理解と実践力を高めます。
- ・人権学習において、子どもが主体的に学習するため、身近な課題や子ども心に響く課題を選び、時期を捉えて効果的に学習を進めることのできる教材等の開発や指導方法の工夫改善に努めます。

○校種間・家庭・地域・関係機関との連携

- ・人権感覚の醸成と人権尊重の環境づくりのため、木津川市人権教育研究会を軸に校種間連携を推進し、系統的・継続的な人権教育の実践に努めます。
- ・学校・園から家庭や地域に向けて、学校・園の取組を積極的に発信するとともに、協働で取り組める実践を工夫します。
- ・教育の中立性を確保しつつ、本市人権推進課をはじめ、法務局等の関係機関との新たな連携を目指し、多様な学習活動を推進します。

(11) 施策の基本的方向 <特別支援教育の推進>

- ◇支援を必要とする子どもに対して、障がいが起因となる種々の困難の改善や克服を進め、社会に参加して周りとかかわりながら生活することができるように、一人一人を大切にす特別支援教育を推進します。
- ◇特別支援教育の充実を図るため、計画的・組織的・継続的に研修内容を編成し、教職員等の資質と専門性の向上を図ります。

【主な取組】

○ニーズに応じた支援の推進、相談支援体制の充実

- ・個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成と取組を進め、生涯にわたる一貫した支援のために「相談支援ファイル」を活用し、適切な支援を継続させていきます。また、障がいのある子どもが十分に教育を受けられるように、校種間連携を図りながら、適切な支援及びその基礎となる環境整備等、合理的配慮の提供に努めます。
- ・木津川市特別支援教育推進委員会や地域支援センターを活用しながら、各校の校内委員会を機能させることで、一人一人のニーズに応じた適切な指導・支援を充実させます。
- ・府主催の研修等を活用し、発達障がいに係る専門的な知識と技能を有する教職員の育成を図るとともに、各校に特別支援教育支援員の配置を計画的に進めます。また、研修等を通して全教職員の発達障がいについての理解や啓発を進め、資質向上を図ります。
- ・就学時においても切れ目のない支援が受けられるよう、木津川市教育支援委員会を中心とした就学相談体制を強化します。

○ユニバーサルデザインの視点・多様な学びの場

- ・障がいの有無に関係なく、誰にでも分かりやすく、安心して学習や活動できるように、ユニバーサルデザインの視点から教育環境・授業づくりを行います。
- ・特別支援学校や相楽地方通級指導教室等の関係機関との連携を強化し、個々の課題に応じた学びの場、共同学習や交流学习を通して発達障がいを含む障がいのある子ども一人一人の学びを支援します。

(12) 施策の基本的方向 <キャリア教育の推進>

◇望ましい職業観や勤労観をもち、子ども一人一人が自らの進路を主体的に切り拓き、自己実現につなげることができるよう、地域社会と連携して体験的な学習やライフデザインを考える学習を進める等、発達の段階に応じたキャリア教育を推進します。

【主な取組】

○将来を見通した系統的な教育の推進

- ・ 自己の個性や能力を理解し、主体的に進路を選択する態度を育てるため、「KYO 発見 仕事・文化体験活動推進事業」等を活用した体験活動の取組を充実します。
- ・ 様々なライフスタイルや価値観に基づく生活や働き方を考えさせることを通して、他者と支え合いながらより豊かな生活を送る生き方や、主体的に将来を創造する力の育成を図る取組を推進します。
- ・ 大学や近隣企業等との連携や外部人材の活用を通して、児童生徒の知的好奇心の醸成を図ります。



○進路指導相談体制の充実

- ・ 一人一人への働きかけを大切にしながら、社会人・職業人として自立していくことができるよう相談体制を整備します。また、自分の生き方について考えられるよう支援体制の充実と環境の整備に努めます。

(13) 施策の基本的方向 <幼児期の教育の推進>

- ◇生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育の質の向上を図り、幼稚園や保育園、認定こども園と小学校の連携により、幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続を推進します。
- ◇幼稚園では、地域の幼児教育センターとしての役割を果たすため、子育て相談や教育講演会、懇談会等の取組を推進します。

【主な取組】

○人格形成の基礎を培う幼児期の教育の充実

- ・学びの基礎となる体力や豊かな情操、道徳性の芽生えを培う幼児期の教育の充実を図ります。
- ・家庭と地域社会、園がそれぞれの教育的役割を担い、総合的に幼児期の教育を充実することにより、子どもの成長支援を図ります。
- ・様々な人との触れ合いを通し、他者への思いやりの気持ちを育て、豊かな人間関係をはぐくむ取組を進めます。



○幼小連携の推進

- ・幼小接続カリキュラムを活用し、幼児期の教育が小学校教育とスムーズにつながるよう、学校・園の連携を強化します。
- ・「親のための応援塾」や「もうすぐ1年生体験入学推進事業」等の事業の活用を今後も進めます。



○家庭における子育て支援

- ・仕事と子育てを両面で支援するなど、幼稚園や保育園、認定こども園を問わず、家庭や地域の実情、保護者の多様なニーズ等に応じ、就学前の子どもを社会全体で支える幼児期の教育環境の充実を、今後も進めます。
- ・幼稚園の人的・物的教育機能や施設を開放し、未就園児保育や預かり保育等保護者が安心して子育てができる環境づくりに努めます。

(14) 施策の基本的方向 <経済的に困難な環境にある子どもへの支援の充実>

- ◇早期に生活支援や福祉制度に繋げていけるように、市福祉関係課や児童相談所等と連携し、子どもが置かれている様々な環境の改善を図る取組を充実します。
- ◇家庭の経済的環境に左右されず、子どもが学力を身に付け、希望の進路を実現するための学習支援を充実します。
- ◇家庭の経済的な理由で子どもの学習機会が損なわれることのないように保護者への経済的な支援をします。

【主な取組】

○子どもが置かれている環境の改善を図る取組の充実

- ・学校と「まなび・生活アドバイザー」「心の教育相談員」「スクールカウンセラー」や、民生児童委員等の福祉関係者が連携し、子どもに寄り添った学習や生活を支援するネットワークを構築します。

○児童生徒の学習支援の充実

- ・放課後や長期休業を利用し、小学生や中学生を対象とした個別補充学習を実施し、学習のつまずきの解消を図り、基礎的な学力の定着を図るとともに、児童生徒が主体的に学習に取り組む意欲や態度を身に付けられる取組を推進します。また、そのための学習支援員の配置を進めます。



○保護者への経済的支援の充実

- ・木津川市子ども・子育て支援事業における各種事業や要保護及び準要保護児童生徒就学援助制度、木津川市育英資金制度等を活用し、子どものライフステージに応じた保護者の経済的支援の充実を図ります。

重点目標 5 社会の変化に対応し、未来を確かに生きる力をはぐくむ

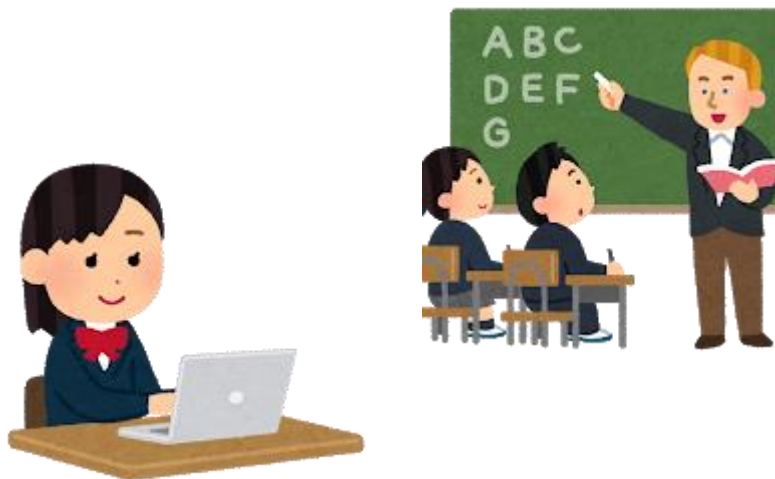
【現状と課題】

- 電子黒板等の I C T機器を市内の小中学校全普通教室に配備し、I C T機器やデジタル教材等の活用を進めています。また、ネット社会の進展する状況下において情報活用能力の育成とともに、情報モラルに関する指導の充実が求められています。
- グローバル化が進展する中、国際社会において主体的に生きる力を身に付けるため、外国語によるコミュニケーション活動や伝統、文化を学び異文化に対する理解を深めることが必要となっています。
- 生命や自然を尊重する精神を養うとともに、持続可能な社会の担い手として、環境保全やよりよい環境の創造のために主体的かつ積極的に行動する態度や能力の育成が求められています。

【基本方針】

国際化、高度情報化等変化の激しい社会の中で、主体的に生きる力を育てることがますます重要になっています。同時に、グローバル化が進展する中で、異文化を理解し、尊重する資質と能力を身に付けるとともに、我が国や京都、木津川市の文化と伝統を理解し、よりよい社会の創造のために積極的に行動する態度や能力を培います。

電子黒板等の活用をはじめとする I C T機器を活用した教育や体験活動を充実させ、これからの社会づくりの一員として主体的に参画し、世界に発信行動できる人材の育成を図るための取組を推進します。



(15) 施策の基本的方向 <情報教育の推進>

- ◇児童生徒の発達の段階に応じた情報活用能力の育成に努めます。
- ◇ＩＣＴ機器やデジタル教材の活用に向けた教職員の研究体制や指導体制の充実を図ります。

【主な取組】

○ＩＣＴ活用能力の育成

- ・ＩＣＴ機器やデジタル教材等を活用した学習活動を推進します。
- ・新聞やテレビ、インターネット等のメディアからの情報を主体的に取捨選択し、活用する力をはぐくむ取組を推進します。
- ・小学校において、プログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動を推進します。



○情報モラルの育成

- ・スマートフォン等も含めたインターネット・ＳＮＳ等の利用についてのルールやマナー等、情報モラルについての考え方や態度を育成します。
- ・正しい知識とモラルのもとで、情報社会を主体的に生き抜く能力を育成します。

○ＩＣＴ教育の研究体制等の充実

- ・情報教育を推進する組織を軸にした研究・指導体制の充実を図ります。
- ・ソフトの充実、ネットワーク環境の整備を進めます。
- ・教員研修の充実による最新の情報モラル等への対応を推進します。

(16) 施策の基本的方向 <グローバル化に対応できる人材の育成>

◇国際社会を主体的に生きる日本人としての基礎的資質・能力を養うため、人権尊重の精神を基盤にして、我が国と郷土を愛するとともに他国のことを理解・尊重する態度を育成します。

◇グローバル社会の進展に対応するため、コミュニケーション能力の育成に努めるとともに国際色豊かな本市の特色を活かした取組を推進し、互いを理解し、尊重し、ともに生きていく資質や能力を育成します。

【主な取組】

○多文化共生教育の推進

- ・外国語指導助手（A L T）や小学校英語指導講師（J T E）を効果的に活用した授業に取り組み、小中学校の外国語教育を推進します。
- ・中学生による本市の文化・歴史・伝統を海外に広げる活動を通して、コミュニケーション能力や幅広い視野を持った国際感覚を磨く取組を進めます。

○国際交流事業の推進

- ・自国文化・異文化理解をテーマにした教育や、海外の学校との交流を通じた国際交流等から国際感覚を磨く取組を進めます。
- ・帰国子女や外国人児童生徒が充実した学校生活や地域住民との溶け込んだ交流ができるよう支援を行います。
- ・外国人ゲストを迎えた授業等の取組を進めます。
- ・サンタモニカ市との交流事業を充実します。



(17) 施策の基本的方向 <環境教育の推進>

- ◇教育活動全体を通じて、子どもの発達の段階を踏まえた環境教育を組織的・計画的に推進します。
- ◇学校・家庭・地域社会及び関係諸機関との連携のもと、循環型社会の構築や地球温暖化防止に向けた環境教育を推進します。

【主な取組】

○環境を保全する力の育成

- ・校種間や家庭、地域と連携した環境学習や環境保全のための自発的な活動の交流を図りながら、組織的・計画的に環境教育を推進します。
- ・市内の環境に関連する施設や地域の企業等を活用した、体験的な環境教育の取組を推進します。
- ・地球温暖化防止の具体的な取組を通して、人、社会、自然環境との関連性を認識し、地球的規模での環境保全に目を向けた教育を推進します。



重点目標6 魅力ある・信頼される学校・園をつくる

【現状と課題】

- 新学習指導要領への移行・実施に伴い、質及び量の両面から優れた教員を育成、確保することが一層重要な課題となっています。また、全国的に小中学校の教員の勤務実態が看過できない深刻な事態となっていることを受け、国や府では働き方改革の実行計画が進められています。本市においても勤務時間の把握や部活動指導の負担軽減、研修会、会議等の精選を行い、働き方改革に関わる取組を推進しています。
- 「小1プロブレム」や「中1ギャップ」など、生活や学習の変化に対応できない児童生徒のために、子ども自身が環境の変化に対応できるよう校種間や関係諸機関との連携を図り、円滑な接続を推進する必要があります。また、子どもに質の高い学力を身に付けさせるためには、子どもの発達の段階に即し、学校・園の状況に応じた創意工夫ある取組が必要です。
- 学校・園は、自らの活動を評価し、その改善と発展・充実を目指すことが求められています。教育活動や運営の状況について、今後も評価を行い、その結果に基づいた改善と公表を行うことが必要です。地域に開かれた信頼される学校・園づくりを進めるため、保護者や地域の住民が参画しやすい環境を整える必要があります。
- 子どもの安全確保のため、通学路や学校施設の環境整備と安全対策が必要です。また、子どもが危険に際して自らの安全を守るために、主体的に行動する力や適切な判断力を育成する必要があります。
- 子どもが、安心・安全かつ学習や活動に集中できる快適な教育環境の中で過ごせるよう、引き続き環境整備に努める必要があります。

【基本方針】

子ども一人一人の能力や個性を伸ばすため、多様なニーズに応じたきめ細かな指導が行える体制の充実が必要です。そのため、特色ある学校・園づくりや子どもの豊かな成長を支える教員の資質・能力の向上、校種間連携、学校評価の充実など、信頼される学校づくりに向けた取組を推進します。また学校・園の取組を様々な方法で家庭や地域に発信し、親しみやすい開かれた学校・園づくりを推進します。

地域と連携した学校・園内外における安全確保や支援体制の充実をはじめ、時代の変化に対応した教育施設の整備等、質の高い教育の環境づくりを推進します。

(18) 施策の基本的方向 <学校・園の組織力と教職員の資質向上>

- ◇校・園長を中心とした組織的な学校・園経営を推進し、教育力の強化に取り組むとともに、地域と連携し、開かれた信頼される学校・園づくりを推進します。
- ◇教職員のライフステージに応じ、授業力向上のための組織的・実践的な研修を体系的に構築します。
- ◇様々な教育課題の解決には、教職員個々の資質・能力の向上が不可欠であり、教職員の職責遂行にかかわる研修会を京都府と連携しながら充実します。また、服務規律の徹底にかかわる指導と研修を実施します。
- ◇教職員が心身ともに健康で教育活動に専念し、その能力を十分に発揮できるよう、ワークライフバランスを重視した勤務体制の在り方や校務のＩＣＴ機器等の活用による効率化を推進します。

【主な取組】

○学校・園の組織力の向上

- ・学校・園運営における組織マネジメント能力の向上と活用を図り、教職員がより協働できる体制づくりを進めます。

○教職員の資質・能力の向上

- ・経験及び職能に応じた研修を進めるとともに、ＯＪＴによる人材育成を行い、授業の進め方や生徒指導のあり方等具体的な課題についての協議や意見交換を通して、教職員としての資質の向上を図ります。
- ・体罰、セクシャルハラスメント等の防止及び根絶、教職員の服務規律の徹底に向けたコンプライアンス意識の向上のための指導及び研修を計画的に実施します。
- ・新しい教育の動向に対応できる資質の育成に向け、教職員の研修の充実や管外研究大会等への参加を進めます。

○教職員の健康管理

- ・働き方改革の推進の主旨に沿って、ＩＣＴ機器等の活用による校務の情報化を進め、効率化を図るとともに、会議・研修内容の見直し、学校行事の精選等に取り組み、総実務勤務時間の縮減に努めます。
- ・教職員のメンタルヘルス対策の充実とともに、勤務時間等の適切な勤務実態把握と管理及び教職員の心身の健康の保持増進を図ります。

(19) 施策の基本的方向 <魅力ある学校・園づくり>

- ◇学校・園評価の充実を図り、評価項目の重点化と継続的な評価・改善を推進します。
- ◇家庭や地域との連携及び協働の体制を作ることで、人的・物的に教育環境を整備しつつ、魅力ある教育活動を展開します。
- ◇学校・園が連携し、園と小学校間、小学校と中学校間の接続を円滑にします。

【主な取組】

○特色ある学校・園づくり

- ・小中学校のそれぞれの特色や実態に応じた教育の推進を図るため、「木津川市特色ある学校づくり推進事業」の充実を図ります。
- ・地域との交流を活かし、それぞれの特色や実態に応じた幼児期の教育を推進します。

○情報発信する学校・園づくり

- ・学校・園の状況や教育活動の様子、保護者等からの学校・園評価等を学校・園だよりやホームページ等を通じて発信するとともに内容を充実させ、積極的に家庭や地域との連携を図ります。

○協働・参画による学校・園づくり

- ・学校・園評価を充実し、学校・園経営改善の視点の重点化を図り、全校体制での取組を進めるとともに、保護者や地域住民等による学校関係者評価を実施し、学校・園、家庭、地域の連携協力による学校づくりを推進します。
- ・学校・園評議員の意見を踏まえながら学校・園の運営改善を図り、開かれた学校・園づくりを推進します。
- ・中学校区ごとに校種間の連携を深め、子どもの生活面や学習面の課題について共通理解を図り、その解決に向けた取組を充実します。また、小学校区毎でも幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続を目指した取組の推進を図ります。
- ・保護者や地域、関係機関と連携を深め、土曜日を活用した教育や「木津川市地域で支える学校教育推進事業」の活用を図りながら、学校を中核とした地域の絆を深め、家庭や地域の教育力を活かす人材活用を推進します。

(20) 施策の基本的方向 <安心・安全なよりよい教育環境の整備>

- ◇学校・園における避難訓練や防犯・防災学習の充実を図り、子ども一人一人の危機管理能力を育成する安全教育や、危険等発生対処要領に基づく実効性のある取組を推進します。
- ◇安全で安心できる教育環境の整備を推進します。
- ◇児童生徒の学力向上のために必要な教材備品の整備を進め、よりよい学習環境の整備を計画的に推進します。

【主な取組】

○危機管理体制の確立

- ・地震・火災・風水害等の災害に対して、学校・園の状況や実態に応じて個別に危険等発生時対処要領を作成し、危機管理体制を整備するとともに、教職員に対する研修を充実します。また、危険箇所や不審者に関する情報を学校間や家庭、地域、警察等関係機関と共有します。
- ・「J－A L E R T」等、新たな危険時対応に即した市内学校・園共通の危険等発生時対処要領を検討します。

○実践的な防犯・交通安全教育の推進

- ・教職員の防犯意識を向上させるための研修会を、警察等関係機関とも連携し、計画的に実施します。
- ・子どもの防犯意識を向上させるための訓練等を定期的に行います。
- ・通学路の整備・安全点検を定期的に行うとともに、地域の実態等に応じた「学校安全マップ」を作成し、登下校時の安全確保の向上を図る取組を進めます。
- ・危険を予測したり回避したりする危機対応能力を身に付ける安全教育を組織的・計画的に推進します。

○計画的な教育施設の整備

- ・老朽化対策や、ユニバーサルデザインの視点に立った安心・安全でより快適な学校・園施設の整備に努めます。
- ・不審者の侵入防止や事故防止等、安全対策の徹底を図ります。
- ・多様な学習活動に対応した機能的な学校施設の整備、学校の情報化や図書・教材・教具の整備等、教育環境の充実に向けた取組を推進します。

重点目標 7 地域の力を活かして子どもをはぐくむ

【現状と課題】

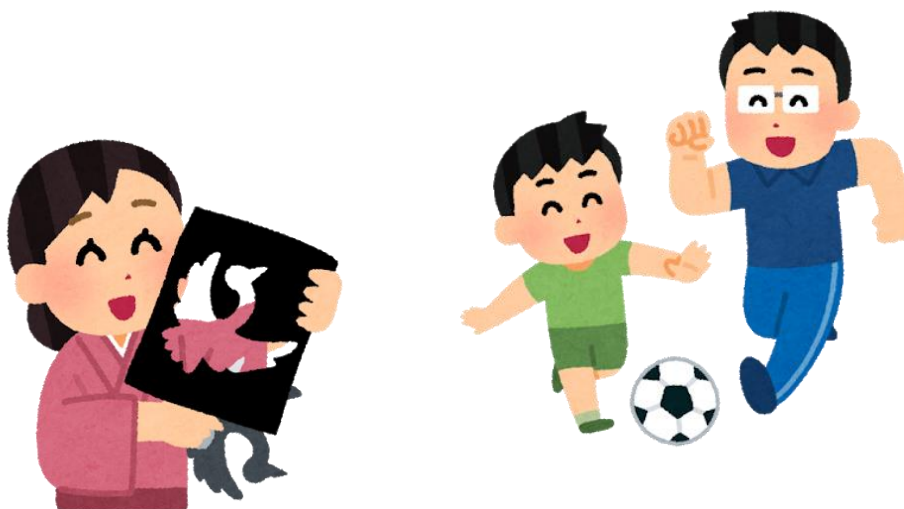
- 地域としてのつながりや結びつき、また意識が希薄になってきており、地域での指導者の養成が必要です。
- 子育てについての不安や悩みが高まりつつある中、子育てを支援する取組を行うとともに、すべての教育の出発点である家庭教育の役割を明確にし、子どもの「生きる力」の基礎的な資質や能力の育成を図る必要があります。
- 学校と地域との連携・協働を推進するためにも、学校から子どもの様子や取組等を積極的に情報発信し、理解や協力を求めるとともに、双方をつなぐ組織的な取組が必要です。

【基本方針】

すべての保護者が自信を持って自分の子どもと向き合い、安心して子どもの教育に関われるように、保護者のための学習活動や家庭教育の支援を充実させます。

子どもは地域社会の宝であるという認識のもと、子どもが地域全体の中で包み込まれているという感覚を体感できる環境づくりのための支援を行います。

「木津川市生涯学習推進計画」に基づき、地域の教育資源を結びつけ、公民館等の社会教育施設をはじめとする学びの場を核にした、地域コミュニティの形成を目指した取組を進めます。



(21) 施策の基本的方向 <社会総がかりによる子育て支援>

- ◇子どもの安心・安全な居場所づくりと子どもの体験活動や学習活動等を行うため、地域と連携した子どもを育てる活動を支援します。
- ◇学校・園、家庭、地域における子どもの健全育成のために、情報交換や連携を活発にし、社会総がかりで子どもの健全育成にかかわる地域社会づくりを推進します。
- ◇全中学校区ごとに設置された「木津川市地域で支える学校教育推進事業」の取組を充実させ、地域力を結集して社会総がかりで子どもの学びを支援します。
- ◇様々な分野に優れた地域の人材を発掘し、学校教育活動等に活かす取組を推進します。

【主な取組】

○地域の教育力を活かした教育環境の整備

- ・学校が抱える様々な課題の解決に向け、学校、家庭、地域が一体となって社会総がかりで子どもを守り育てる体制として「木津川市地域で支える学校教育推進事業」により、地域のコーディネーターと連携した学校の教育活動を支援する仕組みづくりを進めます。また、コミュニティ・スクールの導入に向けた調査研究を実施します。
- ・学校教育活動を支援していただける方を登録する「木津川市子どもはぐくみ人材バンク」を開設し、学校の教育活動や地域での活動に活用します。
- ・青少年育成事業を支援することにより、社会総がかりで子育てができる環境を整備します。

○子どもの安心・安全な居場所づくり

- ・小学校等を活用した「京のまなび教室事業」等を通じて、放課後や週末に、子どもの安心・安全な居場所を設け、地域の人とともに、子どもが学習やスポーツ・文化活動ができる環境を整備します。
- ・地域と協働したあいさつ運動等、子どもを地域で包み込む取組を進めます。



(22) 施策の基本的方向 <家庭教育の支援>

- ◇すべての教育の原点である家庭教育の役割について保護者に学べる機会を提供し、子育ての支援を推進します。
- ◇家庭を取り巻く環境が複雑多様化する中で、家庭や保護者への支援や関係諸機関と連携し、子育ての相談体制等の充実を図ります。
- ◇児童虐待については、早期発見・早期対応に努めるとともに、関係諸機関と連携を図り、該当する家庭に対して必要な支援を迅速かつ継続的に行います。

【主な取組】

○親の学びの支援と相談・サポート体制の充実

- ・家庭を取り巻く環境が変化する中で、親の子育てに対する相談・サポート体制の充実を図り、子育て支援を必要とする家庭に迅速に対応するための組織を創設します。
- ・「親のための応援塾」や「子育てサロン」のような保護者同士のコミュニティの場を設け、保護者の学びを支援します。
- ・子育て支援センターとも連携を深め、保護者が孤立して子育てに不安や悩みを抱いたり、虐待をしたりするような事態が起こらないよう、親のネットワークづくりを進め、安心して子育てができるよう支援を行います。
- ・各地域での世代間の交流の場や子育てをテーマとした交流会等を行い、地域全体での子育てについて保護者が学び合える環境を整備します。
- ・児童虐待の早期発見・早期解決のための教職員への研修の充実を図るとともに、要保護児童対策地域協議会や児童相談所、警察等の関係機関との連携の強化を図ります。

○保護者への経済的支援

- ・木津川市私立幼稚園就園奨励費補助金や公立幼稚園使用料の減免により、保護者の負担軽減に努めます。
- ・木津川市育英資金交付制度や木津川市遠距離通学費補助制度により、保護者の負担軽減に努めます。

(23) 施策の基本的方向 <生涯学習環境の充実>

- ◇「木津川市生涯学習推進計画」に基づいて施策を推進します。
- ◇生涯を通じて「学び続ける」素地となる教育活動を推進します。
- ◇生涯学習社会の実現に向けた学習環境の充実や文化活動・生涯スポーツを推進します。

【主な取組】

○生涯にわたる豊かな学びのサポート

- ・市民の多様なニーズを踏まえ、各世代に応じたスポーツ教室や文化講座等の各種の事業を積極的に行い、生涯を通じて学べる環境を整備します。
- ・市民の多様な生涯学習への参加を促すために、情報の提供や学習相談、生涯学習ボランティアの育成を行い、市民の主体的な生涯学習活動を支援します。
- ・学校施設等を地域の生涯学習の身近な場として、開放します。
- ・青少年指導者養成のための養成事業の充実を行います。
- ・「木津川市子どもはぐくみ人材バンク」を活用します。
- ・豊かな歴史的文化遺産や自然環境を活かした講座や公開展示を行い、地域の文化財に理解を深める取組を行います。



(24) 施策の基本的方向 <安全対策の充実>

- ◇学校・園と家庭、地域や関係諸機関との連携を深め、学校・園での防犯の充実や社会総がかりで子どもを守り育てる体制を整備します。
- ◇地域のボランティアの協力のもと、地域と連携した防犯対策に取り組めます。
- ◇学校・園における防犯意識の向上を図ります。

【主な取組】

○地域の力を活かした安心・安全な教育環境づくり

- ・防犯ブザーの活用や地域と連携した防犯対策に取り組めます。
- ・児童生徒の登下校の安全を見守るボランティア活動を支援します。
- ・「学校安全マップ」を活用し、通学路や校区内の危険個所を児童生徒が意識して生活できるようにするとともに、「子ども110番の家」と連携し、地域で子どもを守り育てる環境づくりを進めます。
- ・警察、各道路管理者及び本市関係課等で構成する「木津川市通学路安全対策協議会」により、定期的に通学路の安全確保に向けた取組を推進します。
- ・的確かつ迅速に、地域の防犯に関する情報の共有を行う体制を構築します。
- ・市内の学校・園における緊急時に備えた消防署との連携を緊密に行います。
- ・「地域見守り箱」を活用した地域で見守る体制づくりを推進します。



重点目標 8 地域を学び、郷土を大切に作る心をはぐくむ

【現状と課題】

- 本市には、歴史的文化遺産が豊富にあり、伝統文化が受け継がれています。
郷土愛をはぐくむためには、それらを十分に伝え、地域資源を活用し、系統的に学習していく必要があります。今後も本市の特色を活かした郷土愛を育成する取組の一層の深化が必要です。
- 本市には、豊かな自然やその懐ではぐくまれてきた地元産業、さらには関西文化学術研究都市に代表される最先端の科学技術等、地域教材として活用できる素材が豊富にあります。それらを積極的に活用し、「ふるさと木津川市」を愛する心を育成する必要があります。
- 子どもの豊かな情操をはぐくみ、文化・芸術活動に取り組むきっかけづくりとして、優れた文化や芸術に接する機会が必要です。

【基本方針】

地域の豊かな自然を活かした農業、林業等の地元産業、歴史や文化、伝統を積極的に学ぶことで、ふるさと意識や郷土愛をはぐくむ歴史学習や地域学習を行います。

本市の多様な地域資源の活用、関西文化学術研究都市内の企業や研究所等と連携した体験学習や出前授業等で、伝統から最先端の科学まで幅広く地域で学ぶ機会を設定します。

また、本市の文化財や伝統、歴史の保存と継承ができる人材を育成する取組を進めます。



(25) 施策の基本的方向 <自然・歴史についての学習の充実>

- ◇各教科、特別活動、総合的な学習の時間等の学習を通して、児童生徒が郷土の自然や伝統、文化について学ぶ郷土教育を充実します。
- ◇地域の郷土史家等の協力を得て、豊かな歴史的文化遺産等の資源を活用した、フィールド型の学習を推進します。
- ◇子どもの豊かな感性をはぐくむ文化・芸術の継承、発展を目指す活動を推進します。

【主な取組】

○郷土愛をはぐくみ、未来へ継承する教育の推進

- ・本市の歴史・文化財についての出前授業を通じて、地域の歴史と貴重な文化財を学ぶ機会の充実を図ります。
- ・学校や地域におけるふるさと案内等を実施している文化財愛護団体等の協力を得て、地域学習の充実を図ります。
- ・地域の伝統文化の体験授業を実施し、本市の歴史について学べる機会の充実を図ります。
- ・京都府立山城郷土資料館との連携事業を行い、郷土の伝統や文化、歴史を学ぶ取組を充実します。
- ・小学校社会科副読本「わたしたちの木津川市」の内容の充実を図ります。
- ・地域の歴史と文化財を紹介する講座や文化遺産のフィールドワークを実施し、専門家や文化財保護課職員による地域の歴史や文化を学ぶ取組を進めます。
- ・わかりやすく本市の歴史と文化財を紹介する取組を行います。

○文化・芸術活動の推進

- ・質の高い文化・芸術に直接触れる機会を提供し、多くの感動・体験ができる取組を進めます。
- ・児童生徒の合唱・吹奏楽等の文化・芸術活動を強化するとともに、校種間の交流を深める取組を推進します。



(26) 施策の基本的方向 <地域資源の活用>

- ◇それぞれの地域のよさを活かし、家庭や地域、関係諸機関、近隣の学校・園と協力・連携を図り、地域に根差した信頼される特色ある学校・園づくりを推進します。
- ◇関西文化学術研究都市の研究機関や企業等の協力を得て、科学やものづくりに対する興味が広がる体験学習や研究者等の出前授業、教職員への研修等を推進します。

【主な取組】

○木津川市ならではのネットワークの構築

- ・関西文化学術研究都市としての立地条件を活かしたネットワークづくりを推進し、子どもの知的好奇心の醸成を図る取組を展開します。
- ・関西文化学術研究都市の研究機関との連携を図り、研究所の見学や出前授業、体験学習等を通して、教職員をはじめ子どもの科学的な知識や技能を高める取組を行います。
- ・高校や大学、研究機関、その他福祉施設等と連携し、子どもの様々な地域での体験活動を通して学校教育の充実を図ります。
- ・国宝、重要文化財のある社寺や遺跡公園、「くにのみや学習館」等を核として、地域資源の活用を図ります。
- ・郷土史家や歴史専門家、地域愛好家等のネットワークづくりを進めるとともに、地域人材を活かした仕組みづくりを行います。



【施策別取組】

重点目標１ 質の高い学力をはぐくむ

施策の基本的方向１ 学びに向かう力、人間性等の涵養と学習習慣の確立

- 木津川市ならではの「わかる授業の創造」
 - ・木津川市独自の授業スタンダードの定着
 - ・ＩＣＴ機器を活用したわかる授業の推進
 - ・教員経験年数に応じた研修
 - ・体験を通した授業の工夫
 - ・小学校における教科担当制度の検討・推進
- 幼・小・中連携の推進
 - ・発達の段階に応じた家庭との連携強化
 - ・小学校と中学校の円滑な接続を目指した連携
 - ・小中一貫教育についての調査研究

施策の基本的方向２ 基礎的・基本的な知識・技能の習得

- すべての子どもの学力の向上
 - ・補充学習の充実
 - ・学力診断テストの実施と分析、検証による授業改善

施策の基本的方向３ 活用する力の育成

- 思考力・判断力・表現力等の育成
 - ・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進
 - ・活用する力を育成する授業の実践
 - ・高校の出前授業や、大学・研究機関との連携事業の推進

重点目標２ 豊かな心と規範意識をはぐくむ

施策の基本的方向４ 道德教育の推進

- 道德教育の推進体制の充実
 - ・校種間、学校間連携の推進と系統的な指導の充実
- よりよく生きるための基盤となる道德性の育成
 - ・質の高い多様で効果的な指導方法の実践と研究の推進
 - ・一人一人のよさを伸ばし、成長を促すための評価の充実
- 地域の力を活かした学習活動や体験活動の充実
 - ・地域の力を活かした学習活動の推進
 - ・情報モラルと現代的課題に関する指導の充実

施策の基本的方向5 生徒指導の充実

- 社会の一員として持つべき規範意識やコミュニケーション能力の育成
 - ・生徒指導の機能を生かした教育活動
 - ・あいさつ運動の展開
- いじめ等の問題行動に対する迅速な対応及び未然防止に向けた取組の強化
 - ・いじめアンケート、教育相談の実施
 - ・実効的な指導支援体制の確立
- 不登校をはじめとする諸課題に対する相談体制の充実
 - ・相談員の配置と活用の推進
 - ・適応指導教室による児童生徒への支援の推進
- 地域社会との連携
 - ・社会総がかりで守り育てる体制づくり

施策の基本的方向6 読書活動の推進

- 就学前から読書に親しむ活動の推進
 - ・読書活動ボランティアとの連携
 - ・「ファミリー読書」の啓発
- 学校での読書活動の推進
 - ・「としょかんスタートセット」の配布による図書館利用の促進
 - ・朝読書や昼読書の推進
 - ・市立図書館との連携

重点目標3 健やかな体をはぐくむ

施策の基本的方向7 食育の推進

- 健やかな体づくりの支援
 - ・「5分間スタディ」、栄養教諭による出前授業の推進
- 望ましい食文化の継承と地産地消の推進
 - ・地産地消の推進と広報活動
 - ・地域社会や家庭と連携した食育の推進
- 安心・安全な学校給食の実施
 - ・アレルギー対応のマニュアル整備と教職員研修の推進
 - ・(仮称)新学校給食センターの建設・運営

施策の基本的方向8 体力の向上

- データに基づく児童生徒の体力向上
 - ・体力テストの集計、分析を踏まえた取組や授業改善
- 体育的行事や部活動の充実
 - ・学校体育、中学校部活動の充実と外部人材の積極的な活用
 - ・友好都市等とのスポーツによる交流
 - ・トップアスリートに学ぶ事業の推進

施策の基本的方向 9 健康の保持増進

- 喫煙、飲酒、薬物乱用等の防止教育
 - ・喫煙や飲酒、薬物乱用等の防止教育の実施
- 家庭と連携した生活習慣の確立
 - ・生活習慣、食習慣の確立に向けた家庭への啓発
 - ・「早寝、早起き、朝ごはん」キャンペーンの推進
- 学校保健・保健管理の充実
 - ・学校保健に関する現代的課題に対応する取組の推進
 - ・教職員のアレルギー対応マニュアルの作成と研修の実施

重点目標 4 一人一人の個性や能力を伸ばし、社会の形成者としての必要な資質をはぐくむ

施策の基本的方向 10 人権教育の推進

- 人権感覚をはぐくむ学習環境の創造
 - ・計画的な人権学習や取組の実施
 - ・「一人の人間として大切にされている」と実感できるような環境づくり
- 共生の態度の育成
 - ・教職員研修の充実
 - ・教材等の開発や指導方法の工夫改善
- 校種間・家庭・地域・関係機関との連携
 - ・校種間連携と系統的、継続的な人権教育の実践

施策の基本的方向 11 特別支援教育の推進

- ニーズに応じた支援の推進・相談体制の充実
 - ・「相談支援ファイル」を活用した継続した適切な支援の実施
 - ・研修実施による教職員の資質向上と支援員の計画的な配置
 - ・木津川市教育支援委員会を中心とした就学相談体制の強化
- ユニバーサルデザインの視点・多様な学びの場
 - ・ユニバーサルデザインの視点からの教育環境・授業づくり
 - ・特別支援学校や通級指導教室等の関係機関との連携強化

施策の基本的方向 12 キャリア教育の推進

- 将来を見通した系統的な教育の推進
 - ・「KYO発見 仕事・文化体験活動推進事業」の活用
 - ・ライフデザインを考える力をはぐくむ取組の推進
 - ・大学や近隣企業等との連携による児童生徒の知的好奇心の醸成
- 進路指導相談体制の充実
 - ・相談体制の整備と支援体制の充実

施策の基本的方向 13 幼児期の教育の推進

- 人格形成の基礎を培う幼児期の教育の充実
 - ・学びの基礎を培う幼児期の教育の充実
 - ・豊かな人間関係をはぐくむ取組の推進
- 幼小連携の推進
 - ・幼小接続の推進
 - ・「親のための応援塾」、「もうすぐ1年生体験入学推進事業」の活用
- 家庭教育における子育て支援
 - ・幼稚園の人的・物的教育機能や施設の開放
 - ・幼児期の教育環境の充実

施策の基本的方向 14 経済的に困難な環境にある子どもへの支援の充実

- 子どもが置かれている環境の改善を図る取組の充実
 - ・市福祉関係課や児童相談所等関係諸機関との連携
- 児童生徒の学習支援の充実
 - ・個別補充学習の充実
- 保護者への経済的支援の充実
 - ・子ども・子育て支援事業、要保護及び準要保護児童生徒就学援助制度、木津川市育英資金制度の活用

重点目標5 社会の変化に対応し、未来を確かに生きる力をはぐくむ

施策の基本的方向 15 情報教育の推進

- ICT活用能力の育成
 - ・ICT機器やデジタル教材等の活用推進
 - ・プログラミングを体験する学習の推進
- 情報モラルの育成
 - ・情報社会を主体的に生き抜く能力の育成
- ICT教育の研究体制等の充実
 - ・情報教育を推進する組織を軸にした研究、指導体制の充実
 - ・ソフトの充実、ネットワーク環境の整備

施策の基本的方向 16 グローバル化に対応できる人材の育成

- 多文化共生教育の推進
 - ・小中学校の外国語教育の充実
 - ・コミュニケーション能力の育成や国際感覚を磨く取組の推進
- 国際交流事業の推進
 - ・帰国子女や外国人児童生徒への支援
 - ・外国人ゲストを迎えた取組の推進
 - ・サンタモニカ市との交流事業の充実

施策の基本的方向 17 環境教育の推進

- 環境を保全する力の育成
 - ・家庭や地域と連携した環境教育の推進
 - ・環境に関連する施設や企業等を活用した体験的な取組の推進
 - ・地球的規模での環境保全に目を向けた教育の推進

重点目標 6 魅力ある・信頼される学校・園をつくる

施策の基本的方向 18 学校・園の組織力と教職員の資質向上

- 学校・園の組織力の向上
 - ・教職員がより協働できる体制づくり
- 教師の資質・能力の向上
 - ・経験に応じた研修や職能に応じた教職員研修の充実
 - ・体罰、セクハラの根絶に向けた研修の実施
- 教職員の健康管理
 - ・校務の I C T 化による効率化
 - ・教職員の心身の健康の保持増進対策の推進

施策の基本的方向 19 魅力ある学校・園づくり

- 特色ある学校・園づくり
 - ・木津川市特色ある学校づくり推進事業の充実
 - ・地域との交流を活かした特色ある幼児期の教育の推進
- 情報発信する学校・園づくり
 - ・学校だより、ホームページの充実
- 協働・参画による学校・園づくり
 - ・学校・園、家庭、地域の連携・協働による学校・園づくりの推進
 - ・「地域で支える学校教育推進事業」等による地域人材活用の推進

施策の基本的方向 20 安心・安全なよりよい教育環境の整備

- 危機管理体制の確立
 - ・「危険等発生時対処要領」による危機管理体制の整備
- 実践的な防犯・交通安全教育の推進
 - ・子どもの防犯意識を向上させるための訓練等の実施
 - ・地域実態に応じた学校安全マップの作成
 - ・危機対応能力を身に付ける安全教育の実施
- 計画的な教育施設の整備
 - ・学校・園施設の計画的な整備
 - ・不審者の侵入防止や事故防止等の安全対策の徹底

重点目標 7 地域の力を活かして子どもをはぐくむ

施策の基本的方向 21 社会総がかりによる子育て支援

- 地域の教育力を活かした教育環境の整備
 - ・「地域で支える学校教育推進事業」の充実
 - ・青少年育成事業の支援
- 子どもの安心・安全な居場所づくり
 - ・「京のまなび教室事業」等を通じた子どもの安心・安全な居場所づくり
 - ・地域と協働したあいさつ運動の推進

施策の基本的方向 22 家庭教育の支援

- 親の学びの支援と相談・サポート体制の充実
 - ・親の子育てに対する相談・サポート体制の充実
 - ・保護者の学び、ネットワークづくりの支援
 - ・要保護児童対策地域協議会や児童相談所等との連携強化
- 保護者への経済的支援
 - ・保護者の負担軽減につながる事業の実施

施策の基本的方向 23 生涯学習環境の充実

- 生涯にわたる豊かな学びのサポート
 - ・スポーツ教室や文化講座等の環境整備
 - ・生涯学習ボランティアの育成
 - ・青少年指導者養成事業の充実

施策の基本的方向 24 安全対策の充実

- 地域の力を活かした安心・安全な教育環境づくり
 - ・登下校の安全を見守るボランティアの活動支援
 - ・木津川市通学路安全対策協議会による通学路の安全確保

重点目標 8 地域を学び、郷土を大切に作る心をはぐくむ

施策の基本的方向 25 自然・歴史についての学習の充実

- 郷土愛をはぐくみ未来へ継承する教育の推進
 - ・地域の文化財を学ぶ機会の充実
 - ・小学校社会科副読本の内容充実と活用の推進
- 文化・芸術活動の推進
 - ・文化、芸術に触れる機会の提供

施策の基本的方向 26 地域資源の活用

- 木津川市ならではのネットワークの構築
 - ・関西文化学術研究都市の研究機関との連携事業の推進
 - ・地域体験活動事業の推進
 - ・郷土史家、地域愛好家等のネットワークづくりと地域の文化財を学ぶ仕組みづくり



第 6 章

計画の実現に向けて

第6章 計画の実現に向けて

1 計画の推進に向けた関係部局や各機関等との連携

この計画は、木津川市教育委員会が所管する事務の範囲を基本としていますが、計画の推進には、市長部局や各機関等との連携が大変重要になります。そのためにも相互に協力・連携を図り、効果的に施策を推進します。

この計画の目標を達成するためには、学校・園や家庭、地域住民の皆様はもとより、教育関係機関、ボランティアの方々、企業や大学等との連携・協力が必要不可欠です。今後も多様な主体の協力と参画を得て、本市の教育の更なる充実を図ります。

2 計画の進捗状況の点検

この計画を効果的かつ着実に実施するため、毎年度、学校教育の重点や社会教育の重点等により目標を定め、事業の推進を図ります。

また、年度ごとの目標の達成状況を検証し、必要に応じて事業の見直しや新たな方策の検討等を行い、8つの重点目標の実現を図ります。



資料

- 用語解説（50 音順）
- 木津川市教育振興基本計画改定経過
- 木津川市教育振興基本計画推進委員会設置要綱

○ 用語解説 (50 音順)

あ行

ICT

Information and Communication Technology の略。一般に“情報通信技術”と訳される。教育場面では、電子教材を活用した実践やコンピュータによる情報管理等を意味する。

朝読書・昼読書

児童生徒が一斉に読書に取り組む時間。1 校時開始前や昼休み後に短時間設定されることが多い。

預かり保育

保護者の一時的な就労や疾病、事故、看護や育児に伴う心理的負担を軽減するため、保育施設で一時的に子どもを預かる制度。

生きる力

知（確かな学力）・徳（豊かな人間性）・体（健康・体力）のバランスのとれた力という意味で用いられる。

いじめ防止対策委員会

小中学校において、いじめの未然防止、早期発見及びいじめへの対処を中核となって実効的に行うため設置している委員会。

栄養教諭

児童生徒の栄養に関する指導及び管理を司る教員。児童生徒の発育において、栄養状態の管理や、栄養教育の推進をめざして平成 17（2005）年度に新たに設けられた職。

SNS

Social Networking Service の略。人々との社会的な繋がりを維持・促進する様々な機能を提供する会員制のオンラインサービス。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といった共通点や繋がりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供したりするサービスで、Web サイトや専用のスマートフォンアプリ等で閲覧・利用することができる。

OJT

On the Job Training の略。職場内において、管理監督者の責任の下で行われる教育訓練全般を意味する職場内教育といわれ、部下指導・部下育成とも言われる。

親のための応援塾

P T A が主体となり、就学前の子どもを持つ保護者が先輩保護者とともに子育ての不安や悩みについて話し合い、交流を深め、保護者同士のネットワークづくりを進める京都府独自の取組。

か行

外国語指導助手(ALT)

小学校の外国語活動や外国語科、中学校の英語科、国際理解教育に関する授業を支援するために配置している外国人指導助手。

(仮称)新学校給食センター

2020 年度から学校給食の提供を予定している新しく建設される学校給食センター。

学校安全マップ

子どもの通学や遊び場等における交通事故防止、安全確保のため、危険箇所を明示した地図。

学校・園評価

学校・園が学校・園としての目標や取組等の達成状況を明らかにして、その結果をもとに学校・園運営の改善を図ること。

学校給食衛生管理基準

安全で安心な学校給食実施のため、「学校給食法」に位置付けられた衛生管理基準のこと。学校給食関係者は、学校給食法の規定に基づき、学校給食の衛生管理の充実に努めることが求められている。

学校司書

学校において司書教諭を補助し、学校図書館の円滑な活用を支援する職員。

学校組織マネジメント能力

学校が課題等に協働して立ち向かっていくための効果的な知識・技術を駆使する能力。

学校・園評議員

地域住民の中から教育に関する理解と識見を有する者のうちから校・園長が推薦、設置者が委嘱する。学校・園運営への地域住民の参画を、制度的に位置づけるために導入されたもの。校・園長の求めに応じ、学校・園運営に関して意見を述べることを任務とする。

家庭学習の手引き

家庭において、児童生徒が宿題や自主学習

等を行うための手引き。

カリキュラム・マネジメント

学校の教育目標の実現に向けて、子どもや地域の実態を踏まえ、教育課程(カリキュラム)を編成・実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくことであり、また、そのための条件づくり・整備である。

関西文化学術研究都市（学研都市）

創造的な学術・研究の振興を行い、新産業・新文化等の発信の拠点・中心となることを目的として、大阪府、京都府、奈良県の3府県にまたがる京阪奈丘陵（枚方丘陵、生駒山、八幡丘陵、田辺丘陵、大野山、平城山丘陵）に建設されている広域都市の呼称。本市では精華・西木津地区、平城・相楽地区、木津地区が指定されている。

涵養

水が自然に染み込むように、無理をしないでゆっくりと養い育てること。

危険等発生時対処要領

児童生徒等の安全の確保を図るため、学校の実情に応じて、危険等発生時において職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領。学校保健安全法 29 条に定められている。

木津川市育英資金制度

市民からの寄附金で育英資金交付基金を設置し、経済的に就学が困難な高校生等の保護者に給付する制度。

木津川市いじめ防止等対策チーム

木津川市いじめ防止等対策委員会の附属機関の内部組織として、直接学校を支援するチーム。

木津川市いじめ防止等対策委員会

木津川市教育委員会の附属機関として、学校を支援し、いじめ問題等に対応するため設置している委員会。主な役割として、①本市のいじめをはじめとする生徒指導上の諸問題のための基本的な方針及び施策に関する必要な調査や審議を定期的、臨時的に行う。②学校のいじめ防止等のための基本的な方針や方策に関して指導・助言を行う。③重大事態発生時の調査を行う。がある。

木津川市遠距離通学費補助制度

遠距離通学する児童生徒に対する通学費を補助する制度。

木津川市式学校間連携制度

学校や地域の実態に応じ、小中学校が学校間を超えて「小中連携」や「小小連携」「中中連携」を導入する制度。

木津川市教育支援委員会

市内の障がいのある子どもが、障がいに基づく種々の困難を改善・克服し、豊かに発達することを目指し、保護者及び関係機関と連携を図りながら、教育相談を重視した就・修学の指導や進路の充実とその後の一貫した支援を図るための委員会。

木津川市小学校陸上運動交歓記録会

市内の小学生児童が陸上競技を通して体力・基礎的運動能力の向上を図るとともに、スポーツの楽しさと喜びを味わう交歓の場。

木津川市子どもの読書活動推進計画

子どもの読書習慣を養うための本市の取組等を取りまとめた計画。平成 22（2010）年策定。平成 29（2017）年改訂。

木津川市子どもはぐみ人材バンク

様々な分野で学校教育に協力いただける市民を登録し、学校・園がニーズに合わせてその人材を活用できるようにするシステム。

木津川市(独自の)授業スタンダード

本市小中学校で実践する授業の 3 つのポイント。①授業のねらいの明確化と振り返りの指導 ②チャイムで始まり、チャイムで終わる ③聞く態度と資質の育成

木津川市生涯学習推進計画

市民一人一人が生きがいのある充実した人生を送ることができる生涯学習社会実現のための基本的な考え方や方向性を示した計画。平成 26（2014）年 3 月策定。

木津川市小学校統一学力テスト

木津川市立小学校 2 ～ 5 年生を対象に、国語・算数・理科（5 年生のみ）のテストを行い、学習内容の定着状況を把握している。結果を分析し、授業改善や個別指導に活かすために活用している。

木津川市小中学校いじめ・生徒指導担当者会議

教育委員会と学校間の連携を密にし、各学校での指導を支援し、いじめ問題等に対応するため設置している組織。いじめの対応、アンケートや調査結果の交流を通して、市内小中学校が同じ認識でいじめへの対応ができるよう体制を整備している。

木津川市立小中学校学力充実・向上推進会議

本市内の小中学校教員で組織され、学力充実・向上のため、研修や実践交流等を行う。

木津川市地域で支える学校教育推進事業

京都府の推進する「地域で支える学校教育推進事業」を受け、市内中学校区を基本とした地域で、子どもの教育支援活動の取組を推進する事業。市内全中学校区で実施。

木津川市通学路安全推進会議

国土交通省近畿地方整備局京都府国道事務所・京都府山城南土木事務所・京都府木津警察署・本市の各担当で構成される組織。本市内の通学路の安全確保に向けて対策等を協議する。

木津川市特色ある学校づくり推進事業

木津川市特色ある学校づくり推進事業実施要綱に基づき、学校、児童生徒及び地域実態、特性等を活かした特色ある教育活動への積極的な取組を推進する学校に対して経費を支給する事業。

木津川市立中学校運動部活動連携事業

所属する学校に希望する運動部活動がない中学生のため、近接する中学校の部活動に参加することができる制度。平成 25(2013)年度から実施。

木津川市私立幼稚園就園奨励費補助金

私立幼稚園に在籍する幼児を養育する保護者の負担軽減を図るための減免制度。

きづがわっ子

本市に在住する子どもの愛称。

規範意識

道徳、倫理、法律等の社会のルールを守ろうとする意識。

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

不登校の児童生徒に対する教育の機会の確保、夜間などに授業を行う学校における就学機会の提供などの施策に関して、基本理念や国・地方公共団体の責務などを規定した法律。平成 29(2017)年 2 月施行。

キャリア教育

児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育て、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。

教科担当制度

小学校において、学級担任の枠を超えて他の学級の教科指導が行えるように、教科の担当を決め、授業を受け持つ制度。

京都府学力診断テスト

京都府の児童生徒の学習状況等を把握し、結果分析により指導上の課題を明らかにして授業改善を推進するためのテスト。

京都府子ども読書活動推進計画

子どもの読書活動を推進するための京都府の施策を総合的にまとめた計画。平成 16(2004)年策定。平成 22(2010)・27(2015)年改訂。

京の子ども 明日へのとびら

心の教育のために京都府教育委員会が編集した学習資料集。

京のまなび教室事業

子どもの体験活動や学習活動等の充実に向けて、地域人材を中心に数々の体験活動を実施するための特別講師を派遣する等の京都府の事業。

KYO発見 仕事・文化体験活動推進事業

体験活動等を通じて、子どもに豊かな人間性をはぐくむため、地域の伝統や文化に関する体験活動・仕事に関する体験活動を対象に推進する京都府の事業。

くにのみや学習館

（木津川市文化財整理保管センター分室）

史跡恭仁宮跡をはじめ、本市の豊富な歴史・文化遺産の魅力を発信する拠点施設。恭仁宮の再現映像の上映や発掘調査等により出土した瓦や土器等の展示を行っている。

グローバル化

国や地域等の地理的境界、枠組を越えて広がり、一体化していくこと。文化・経済・政治等の人間の諸活動を世界的規模に広げること。

健康に関する現代的課題

現代の児童生徒には、肥満・痩身、生活習慣の乱れ、メンタルヘルスの問題、アレルギー疾患の増加、性に関する問題等、多様な課題が生じている。また、身体的な不調の背景には、いじめ、児童虐待、不登校、貧困等の問題が関わっていることもある。

言語活動

「話す」「聞く」「読む」「書く」の4つの活動を指す。学習指導要領では、基礎的・基本的な知識及び技能を習得、思考力、判断

力、表現力等をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うために、言語活動を充実することとしている。

言語力

学校教育のすべての科目を通じて個人の自己表現、他者理解、共同生活の能力を助長することを目的として、狭い意味の国語力にとどまらないコミュニケーション能力、思考力のこと。

校内委員会

特別な教育的支援を必要とする子どもを直接担当する教師だけでなく、管理職をはじめとするすべての教師が、これらの子どもに対する理解を深め、共通の認識をもって、学校全体として組織的に対応するための小中学校における委員会。

合理的配慮

障がいのある人が、日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮のこと。

心の教育相談員

教職経験者や青少年団体指導者等地域の人材を中学校に配置し、生徒の相談や気軽な話し相手となることにより、生徒が悩み等を抱え込まず、心にゆとりを持てるような環境をつくるための相談業務を行う者。本市独自で配置している。

子育てサロン

子育て中の親子や家族が気軽に立ち寄り、悩みや情報交換をする場。地域の社会福祉協議会や民生委員、主任児童委員、ボランティアが地域の集会所等を借り、運営して

いる。

子育て支援センター

親同士の交流や悩みを相談できるサロンを開催したり、みんなで育てた野菜を親子で料理をして食べたり、お子さんの感受性を豊かにするための、さまざまなイベントを開催しているセンター。また、全てのセンターが保育園内にあり、市内に4カ所開設されている。

ことばの力

ことばを運用する際に必要な能力「言語を通して知識や技能を理解する力」「言語によって論理的に考える力」「言語を使って表現する力」の総称。

子ども・子育て支援新制度

幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める制度。平成27(2015)年4月に開始。

子どもの貧困対策の推進に関する法律

子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする法律。平成25(2013)年6月に成立。

子どもの貧困率

必要最低限の生活水準が満たされておらず、心身の維持が困難である絶対的貧困にある、またはその国の貧困線以下の所得で暮らす相対的貧困にある17歳以下の子どもの存在及び生活状況を言う。OECDや厚生労働省

調査の相対的貧困率には等価可処分所得の中央値の50%が使用されている。

子ども110番の家

子どもが身の危険を感じたときに、地域住民の自主的な協力の下でこれを保護するとともに、警察等へ通報を行うために、通学路や児童公園の周辺に設置された緊急避難場所。

5分間スタディ

食育推進事業の取組の一つ。小中学生の発達の段階に合わせて、クイズ形式で食に関する知識を扱う学習教材を活用する。保護者向け啓発資料としても配付している。

個別の教育支援計画

障がいのある子ども一人一人について、乳幼児期から学校卒業後まで、その個人のニーズに応じた一貫した的確な支援を行うために、長期的な視野を学校が中心となって作成する計画。作成に当たっては関係機関との連携が必要であり、保護者の参画や意見等を聴くこと等が求められている。

個別の指導計画

子ども一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ学校が作成する指導計画。単元や学期、学年等ごとに作成され、それに基づいた指導が行われる。

コミュニケーション能力

社会生活において、他者と円滑に意思疎通が行える能力。

コミュニティ・スクール

保護者や住民が加わる「学校運営協議会」を置く学校。協議会は地方教育行政法に基づく組織で、同法改正で平成 16（2004）年度から導入できるようになった。教育委員会が設置校を指定し、協議会の委員は校長がつくる方針を承認したり、教育委員会や校長に意見を述べたりできる。

コンプライアンス

一般的に「法令遵守」と訳されているが法令だけにとどまらず、社会の規範やルールまで含めて遵守することをいうものであり、それによって学校・園の教職員が市民の期待に応えることを意味する。

さ行

サンタモニカ市

アメリカ合衆国カリフォルニア州サンタモニカ市のこと。本市が友好都市盟約を締結し、両市の文化交流や観光振興等で協力を確認している。

J-ALERT(全国瞬時警報システム)

総務省では、津波警報、緊急地震速報、弾道ミサイル発射情報等といった、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から人工衛星を用いて送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動起動することにより、住民に緊急情報を瞬時に伝達するシステムの整備を行っている。

思考力・判断力・表現力等

学校教育法第 20 条に明記されている学力の 3 つの要素のうちの一つ。各教科等において思考力、判断力、表現力等を育成する

観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語環境を整え、言語活動の充実を図ることに配慮することが求められている。

自己肯定感

自分のあり方を積極的に評価できる感情、自らの価値や存在意義を肯定できる感情等を意味する言葉。自尊感情、自己存在感、自己効力感等の言葉とほぼ同じ意味合いで使われている。

持続可能な社会

地球環境や自然環境が適切に保全され、将来の世代が必要とするものを損なうことなく、現在の世代の要求を満たすような開発が行われている社会。

質の高い学力

「基礎的・基本的な知識・技能の習得」「知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等」「主体的に学習に取り組む意欲・態度」の三つの要素が統合された学力。

社会に開かれた教育課程

教育課程を通してこれからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創するという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら社会との連携及び協働により、その実現を図っていくということ。

小1プロブレム

小学校に入学したばかりの児童が、生活の中心が「遊び」から「学び」に変わるギャップの大きさが要因の一つとなり、「集団行動がとれない」「授業中に座ってられない」「話が集中して聞けない」等の学校教育に馴染めない状態のこと。

生涯学習社会

国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたってあらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等について定めることによって、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としている法律。平成 28 (2016) 年 4 月に施行。

食育

様々な経験を通じて食に関する知識とバランスのよい食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる力を育むこと。

食育推進事業

食育を本市内の小中学校において推進していくための取組の総称。

小学校英語指導講師(JTE)

小学校における外国語教育を補助する者。本市独自で配置している。

小学校社会科副読本「わたしたちの木津川市」

本市の産業や歴史等を編集した小学校の社会科で活用する副読本。

小小連携

複数の小学校が教育課程を調整し、学習や行事等を連携して取り組んだり、共同で職員研修を行ったりする等の取組を行うこと。

小中一貫教育

小学校で行われている教育と中学校で行われている教育の教育課程に一貫性を持たせた体系的な教育方式。

小中連携

義務教育 9 年間を見通して、子ども理解の一貫性に立った小学校と中学校の継続性・連続性を持たせるための様々な取組を行うこと。

情報活用能力

「情報活用の実践力」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」をバランスよくあわせ持つ能力。

情報モラル

情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方と態度。

新学習指導要領

学習指導要領とは、文部科学省が告示する教育課程の基準のこと。学習指導要領は約 10 年ごとに改訂され、その基準に沿って教科書や各学校の授業のカリキュラム等が構成される。2020 年度から小学校で、2021 年度からは中学校で新学習指導要領での授業

が順次導入される。

スクールカウンセラー

いじめや不登校、暴力行為等の課題解決を図ることを目的として、児童生徒、保護者等の心の相談にあたるため、臨床心理士等の資格を有し、小中学校に配置されている心理学の専門家。

ステップアップ学習

中学2・3年生を対象とした補充学習支援事業。本市独自の事業。

スパイラル学習

類似した題材を繰り返し用いて、学習する内容のレベルを上げながら理解を深化させる学習法。

セクシャルハラスメント

他の教職員や児童生徒を不快にさせる性的な言動を指す。特に、児童生徒に対する教職員の性的な言動であって、児童生徒の尊厳と人格を侵害し、学習意欲の低下等をもたらすものを「スクール・セクハラ」と呼び、いずれも許すことのできない人権侵害行為である。

専科教育

小学校において教員の専門性を活かした教科指導を行うこと。

全国学力・学習状況調査

小中学生の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るため、文部科学省が実施する調査。

全国体力・運動能力、運動習慣等調査

児童生徒の体力や生活習慣、食習慣、運動習慣を把握し、学校における体育・健康に関する指導等の改善に役立てるため、文部科学省が実施する調査。略称「新体力テスト」。

相対的貧困率

ある国や地域の大多数よりも貧しい相対的貧困者の全人口に占める比率。

相談支援ファイル

発達障がいを含む障がいのある子どもの成長過程における支援方策について、さまざまな記録を一冊にまとめて保存しておくファイル。

相楽地方通級指導教室

相楽地方の小学校における通常学級に在籍し、比較的軽度の障がいのある児童に対して、通常の学級での教科指導等と並行して個々の障がいに応じた指導を行う場。

た行

体罰

肉体に直接苦痛を与える罰。教育現場では、指導の一手段として教師が児童生徒の体に加える罰をいう。学校教育法11条では「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、…児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない」と定めている。一般的に児童生徒への体罰とは、「体に対する侵害を内容とする懲戒（なぐる、けるの類）、肉体的苦痛を与えるような懲戒（正座、直立等の特定の姿勢を長時間にわたって保持させる）、食事の不供与、酷使的作業命令」とさ

れる。

体力テスト

児童生徒の様々な運動能力や筋力等を調べるため、握力や上体起こし等、8種目実施する。学校教育、家庭での教育、環境、時代の変化等の要因が、子どもの運動能力・体力に対してどう影響を与えたのかを計測し、改善するための方法を模索するための資料として活用する。

多文化共生(教育)

国籍や民族等の異なる人々が、文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくこと。

地域学校協働本部事業

京都府の推進する「地域で支える学校教育推進事業」を受け、本市では「木津川市地域で支える学校教育推進事業」として、中学校区を基本とした地域全体で、子どもの教育支援活動の取組を推進する事業を行っている。

地域コミュニティ

地域をより良くするために活動する住民同士のつながりや集まりのことをいう。地域コミュニティでは、自治会をはじめ、老人会や子ども会、地域づくり団体等、様々な団体が活動を行っている。特に自治会は、地域コミュニティの中心的な存在として、関係団体と協力しながら、地域の防災や防犯、環境美化や地域の見守り等、様々な活動を支えている。

地域支援センター

専任の地域支援コーディネーターが配置さ

れ、児童生徒の障がいや発達に関して相談活動を行っているセンター。

地産地消

「地域生産地域消費」「地元生産地元消費」などの略。その地域で作られた農産物・水産物を、その地域で消費すること。また、その考え方や運動。輸送費用を抑え、フードマイレージ削減や、地域の食材・食文化への理解促進(食育)、地域経済活性化、食料自給率のアップ等につながるものと期待されている。

中1ギャップ

小学校から中学校に進学したときに、学習内容や生活リズムの変化になじむことができず生徒が負担を感じ、いじめが増加したり不登校になったりする現象。

中中連携

一人の教員が、複数の中学校の同一教科を担当する制度。広義では、近隣の中学校が共通の課題解決に向け、協力しながら取り組むこと。

適応指導教室(キッズふれあい教室)

様々な要因により登校の困難な本市内の小中学生に、個別カウンセリングや学習支援等を行うことで、集団適応能力を身に付け、教育機会の保障や在籍校への復帰を促進するための教室。

デジタル教材

電子黒板等で使用する学習用ソフトやデジタル教科書等の総称。

出前授業

外部の講師を学校に招いて行う授業。

電子黒板

デジタル教科書や教育ソフト、Web サイト等コンピュータの画面上に表示できるものを拡大して表示し、児童生徒に提示することができる。作成した教材を容易に活用でき、児童生徒の視覚に訴える効果的な授業が可能である。本市には、ボード型（プロジェクター型）電子黒板が小中学校のすべての普通教室に設置している。

特別支援教育支援員

小中学校における障がいのある児童生徒に対して、日常生活動作の介助や学習活動の支援を行う職員。

特別の教科 道徳

平成 27（2015）年 3 月 27 日に告示された一部改正学習指導要領で、今までの「道徳」の学習が「特別の教科 道徳」になった。変更点として、検定教科書ができること。「読む道徳」から「考え、議論する道徳」への転換が図られること。教科化とともに評価を充実させ、数値による評価ではなく、記述式による評価であることが示されている。

としょかんスタートセット

図書館使い方ガイド・低学年向けおすすめブックリスト・図書利用券を入れる携帯ケースで構成されており、新小学 1 年生に配布している。今まで図書館に行ったことのない子どもへのきっかけづくりとして実施している事業。

は行

働き方改革

「一億総活躍社会」を実現するため、非正規雇用労働者の処遇改善や長時間労働の是正等、労働制度の抜本的な改革を行うものである。政府が働き方改革を進める目的は、労働者が働きやすい環境を整備することで、低迷する日本経済を立て直すことにある。学校現場においては、京都府教育委員会が平成 28（2016）年度に策定した「学校の組織力向上プラン」に基づき、業務改善、教員の負担軽減対策等の教職員の働き方改革を推進している。

発達障がい

生まれつきの脳機能の発達のかたよりによる障がい。得意・不得意のでこぼこと、その人が過ごす環境や周囲の人とのかかわりのミスマッチから、社会生活に困難が発生する。発達障がいは外見からは分かりにくく、その症状や困りごととは十人十色であり、発達障がいの特性を「自分勝手」「わがまま」「困った子」等と捉えられ、「怠けている」「親の育て方が悪い」等と批判されることも少なくない。しかし、障がいゆえの困難さは、環境を調整し、特性に合わせた方法で関わり教育していくことで、軽減されると言われている。

早寝、早起き、朝ごはんキャンペーン

子どもの基本的生活習慣の確立や生活リズムの確立のために、食事や睡眠の大切さを広める国民運動。

ファミリー読書

家庭と連携して子どもの読書習慣の形成を

図る京都府の取組。

服務規律

職務についている者が守るべき規則。

ブックトーク

一定のテーマを立てて一定時間内に何冊かの本を複数の聞き手に紹介する行為。多くは、図書館、学校において子どもを聞き手の対象として 図書館司書、学校の司書教諭、民間の図書ボランティア等により行われる。

部落差別の解消の推進に関する法律

同和問題の解決を図るため、様々な取組が進められてきた結果、解決の方向に向かってはいるものの、インターネット上での同和問題に関する差別情報の流布等、情報化の進展を背景とした問題が顕在化している。そのため、部落差別は許されないものであること、その解消のために国や地方公共団体は相談体制の充実や、教育及び啓発に取り組むこと等が規定された法律。平成 28（2016）年 12 月 16 日に施行された。

フルドライシステム

調理場の床を常に乾いた状態に保ち、はね水による二次汚染の防止や場内の湿度を低く保つことで、細菌の繁殖を抑え、食中毒の発生要因を最小限にする方式。

プログラミング(教育)

新学習指導要領に盛り込まれ、小学校で必修化される。コンピュータープログラムを意図通りに動かす体験を通じ、論理的な思考力を育むとともに、幼いころからプログラムの世界に触れ、ITに強い人材を育成するねらいがある。

ホップアップ学習

小学校 3 ～ 6 年生を対象とした補充学習支援事業。本市独自の事業。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

「ヘイトスピーチ解消法」と言われる。本邦外出身者に対する不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組を推進するため、基本理念および国と地方公共団体の責務を定めるとともに、国や地方公共団体が相談体制の整備・教育の充実・啓発活動などを実施することについて規定する法律。平成 28（2016）年 6 月 3 日に施行された。

ま行

まなび・生活アドバイザー

児童生徒の基本的な生活習慣を確立させ、学習習慣の定着を図るための取組を支援するとともに、児童生徒の状況に応じて教育的、福祉的観点から学習・生活支援策を検討・実施できるよう、京都府教育委員会が学校に配置しているアドバイザーのこと。

未就園児保育

就園前の幼児とその保護者を対象に、幼稚園を開放し、保育活動を行う取組。

メンタルヘルス

精神面における健康のこと。

もうすぐ 1 年生 体験入学推進事業

保育園、幼稚園、認定こども園等の園児が

小学校入学後の生活・学習習慣の変化に対応できるよう、就学前に体験入学や児童との交流を行う事業。

や行

幼小接続カリキュラム

取組の一貫性に留意し、園での小学校入学準備の取組(アプローチカリキュラム)と、小学校での幼児期の教育内容を活かした入学以降の取組(スタートカリキュラム)を合わせたカリキュラムの呼び方。

ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用できる施設・製品・情報の設計。

幼児教育センター

子育てに悩む保護者や、発達に心配のある幼児の保護者等の相談に応じ、支援するとともに、教職員の指導内容や指導計画作成等への相談や支援を行うセンター。

要保護及び準要保護児童生徒就学援助制度

市内に居住し、経済的理由により就学困難な児童生徒に対し、義務教育を円滑に受けられることができるよう、教育費の一部を援助する制度。認定されると学用品費、通学用品費、校外活動費の一部や給食費、修学旅

行費の保護者負担分等について補助金が支給される。

要保護児童対策地域協議会

虐待を受けた児童等に対する市町村の体制強化を図るため、関係機関が連携し、児童虐待等への対応を行う組織。

読み聞かせ

主に乳幼児期から小学生の子どもに対して、絵本等を見ながら本を読む行為。乳幼児期の情操教育や文字の習得等に効果があるということや、年齢が上がっても読書への導入としても有効であり、集中して話を聞く訓練にもなるため、採用している学校・園が多い。地域のボランティアやPTAらにより実施されているところもある。

わ行

ワークライフバランス

仕事と生活の調和のこと。働きながら子育てをする人や長時間労働によるストレスで健康を損ないつつある労働者が増加したことを背景に、こうした人々に必要なものとして用いられた言葉。近年では、個人のライフスタイルやライフステージに応じた多様な働き方の実現を目指す考え方の意味で用いられる。

○ 木津川市教育振興基本計画改定経過

(1) 木津川市教育振興基本計画推進委員会による中間見直し、後期計画作成

木津川市教育振興基本計画推進委員会によって、これまでの施策や取組の成果及び課題から、後期計画案の作成を行いました。

年度	月・日	会 議 名	主な内容
平成29年度	6/7	第1回推進委員会	改定方針協議
	7～8月	専門部会	中間総括協議 素案作成役割分担決定
	10/25	第2回推進委員会	第5章素案作成方針協議
	11月	専門部会	第5章素案作成、協議
	1/24	第3回推進委員会	第5章素案報告、協議
平成30年度	6/27	第1回推進委員会	後期計画素案 協議 第1～4章
	8/29	第2回推進委員会	後期計画素案 協議 第5・6章
	10/23	第3回推進委員会	後期計画（案）確認
	11/22	定例教育委員会	後期計画（案）報告
	12/4～1/8	後期計画（案）パブリックコメント実施	
	1/23	第4回推進委員会	パブリックコメントの取り扱い 後期計画確認
	1/31	定例教育委員会	後期計画可決

(2) 市民意見の聴取（パブリックコメント）

平成30（2018）年12月4日から平成31（2019）年1月8日にかけて、計画の中間案について、「木津川市パブリックコメント手続条例」に基づき、市民の皆様からご意見を伺いました。

お寄せいただいた1名からのご意見については、その趣旨を踏まえ計画の内容に反映するもの、今後の検討課題とするもの等に整理し、「意見の要旨」と「意見に対する市の考え方」を公表しました。

○ 木津川市教育振興基本計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 この告示は、木津川市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）を円滑な推進体制の構築と進捗管理のための調査及び審議するため、木津川市教育振興基本計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進委員会は、基本計画に基づく各種施策の振興に関する進行管理に必要な事項について検討及び審議を行い、各種施策の推進管理を行う。

2 各施策の基本的方向に係る、主な取組の各項目についての基本方針及び年次計画について、協議を行う。

3 各施策の基本的方向の主な取組の基本方針及び年次計画に基づき、その具体的な方策を検討するとともに、施策の推進に必要な事項について調査、研究、調整及び協議する。

4 推進委員会は、市の各種教育研究部会との連携し、施策の推進について調整及び協議する。

(組織)

第3条 推進委員会は、教育部の課長級以上の職にある者並びに学校教育指導主事並びに木津川市立幼稚園、小学校及び中学校の校長、教頭並びに教職員のうちから、教育長が任命又は委嘱する者をもって組織する。

2 教育部長は、推進委員会を総括し、教育振興担当課長が補佐する。

3 推進委員会には、前条に定める事項を審議する専門部会を設ける

4 専門部会には、委員の互選により部会長を設ける。

(任期)

第4条 推進委員会の委員（以下「委員」という。）の任期は、任命又は委嘱した日から2年とする。

2 委員が欠けた場合には、補欠の委員を任命又は委嘱することができる。この場合において、補欠の委員に任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる。

(会議)

第4条 教育部長は、必要に応じて推進委員会の会議を招集し、これを主宰する。

2 教育部長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第5条 推進委員会に関する庶務は、教育振興担当課において処理する。

(補則)

第6条 この告示に定めるもののほか、推進委員会の運営その他必要な事項は、教育部長が推進委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

木津川市教育振興基本計画推進委員会設置要綱第3条第1項に定める組織

氏 名	委 嘱 時 の 所 属・役 職	委 嘱 年 度
竹 本 充 代	教育部長	平成 29・30 年度
加 藤 努	教育部理事	平成 29 年度
遠 藤 順 子	教育部理事	平成 29・30 年度
志 賀 徹	教育部理事	平成 30 年度
大 西 寛 典	教育部次長兼学校教育課長	平成 29 年度
藤 岡 忠 司	教育部次長兼学校教育課長	平成 30 年度
大 溝 健 俊	社会教育課長	平成 29 年度
西 村 文 男	社会教育課長	平成 30 年度
肥 後 弘 幸	文化財保護課長	平成 29・30 年度
島 川 淳 一	学校教育課担当課長	平成 29・30 年度
西 川 昭 人	学校教育課主幹兼総括指導主事	平成 29・30 年度
松 下 由 明	学校教育指導主事	平成 29 年度
村 田 年 宏	学校教育指導主事	平成 29 年度
奥 村 郁 雄	学校教育指導主事	平成 29・30 年度
森 岡 康 彰	学校教育指導主事	平成 29・30 年度
松 田 秀	加茂小学校 校長 学校教育指導主事	平成 29 年度 平成 30 年度
谷 村 信 治	学校教育指導主事	平成 30 年度
川 崎 由 記 子	木津幼稚園 園長	平成 29・30 年度
久 保 嘉 章	州見台小学校 校長	平成 29・30 年度
橋 本 正 治	加茂小学校 校長	平成 30 年度
田 中 勉	木津中学校 校長	平成 29・30 年度
北 澤 義 之	木津南中学校 校長	平成 29 年度
松 原 稔	木津第二中学校 校長	平成 30 年度
磯 谷 薫	梅美台小学校 教頭	平成 29・30 年度
島 本 秀 美	南加茂台小学校 教頭	平成 29 年度
竹 花 裕 子	城山台小学校 教頭	平成 30 年度
乾 隆 志	木津中学校 教頭	平成 29 年度
山 下 智 義	山城中学校 教頭	平成 29 年度
太 田 智 之	泉川中学校 教頭	平成 30 年度
高 橋 眞 弓	山城中学校 教頭	平成 30 年度
木 村 康 宏	高の原小学校 教諭	平成 29・30 年度
四 方 哲 雄	木津川台小学校 教諭	平成 29 年度
奥 西 香 織	棚倉小学校 教諭	平成 30 年度
山 口 正 敏	木津第二中学校 教諭	平成 29 年度
藤 井 達 也	木津中学校 教諭	平成 30 年度
吉 村 建 哉	木津南中学校 教諭	平成 29・30 年度

木津川市教育振興基本計画（後期）

生きる力をはぐくみ 新しい時代を拓く
“きづがわっ子”を目指して

発行日 平成 31（2019）年 3 月発行

編 集 木津川教育委員会 教育部 学校教育課

〒 619-0286 京都府木津川市木津南垣外 110 番地 9

TEL 0774-72-0501（代）、0774-75-1230（直通）

HP [http:// www.city.kizugawa.lg.jp/](http://www.city.kizugawa.lg.jp/)

E-mail gakko@city.kizugawa.lg.jp



木津川市マスコットキャラクター
「いづみ姫」